

目 次

令和4年 労働災害の発生状況

1 死亡災害の現状	2
2 死亡災害の概要（一覧）	4
3 死傷災害（死亡および休業4日以上の災害）の現状	6
4 労働基準監督署別・業種別死傷災害発生状況（被災者数）	8
5 第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）の死傷災害の現状	9
6 派遣労働者の労働災害の推移	9
7 令和4年における外国人労働者の災害発生状況	10

労働災害統計については、静岡労働局ホームページに掲載されています。

参 考 資 料

○ 安全衛生管理体制の概要	12
○ 安全衛生教育の概要	14
○ 作業主任者選任業務一覧表	15
○ 資格が必要な業務（免許・技能講習）一覧表	16
○ 特別教育を必要とする危険有害業務の一覧表	17
○ 技能講習を行うことのできる登録教習機関の一覧	18
○ 定期的に自主検査を必要とする機械等一覧表	19
○ 特定自主検査業者登録一覧（静岡労働局長登録検査業者）	20
○ ボイラー実技講習実施団体	24
○ 試験機関・実技教習を実施できる機関の一覧表	24
○（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員名簿	25
○ 第14次労働災害防止計画の概要	28
○「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中！	32
○ S T O P！熱中症クールワークキャンペーン	34
○ 墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ	35
○ 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます	36
○ その工事、石綿（アスベスト）が含まれているかも知れません！	37
○ 高齢者が安全に働ける職場づくりを進めましょう	38
○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業	39
○ 荷役作業の安全確保が急務です！	40
○ 労働災害が増えています！荷物の積み降ろしを安全に	41
○ S A F E コンソーシアム	42
○ 安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です	44
○ 年間安全衛生管理計画（様式）	46

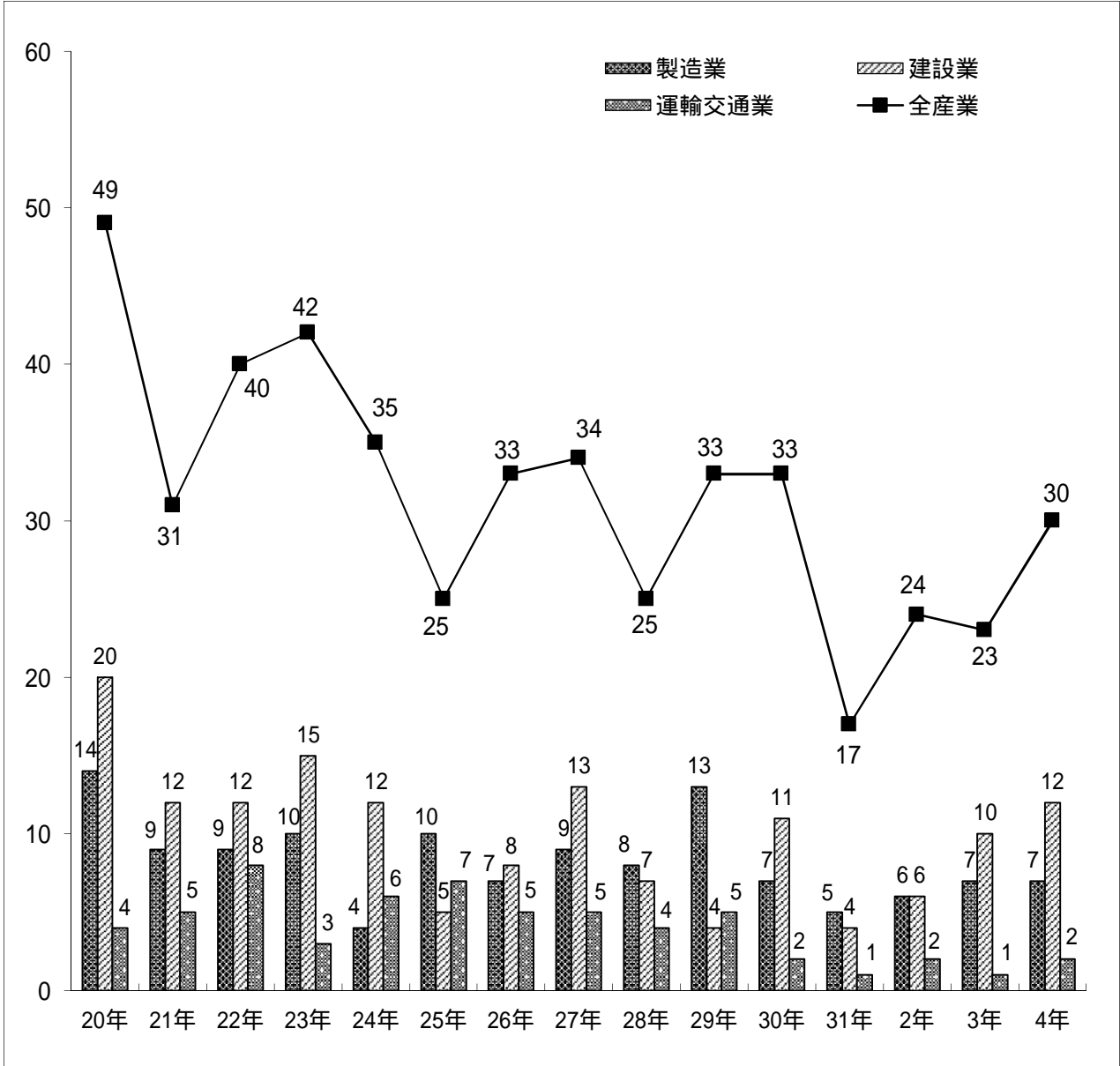
令和4年 労働災害の発生状況

1～6まで全て新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数

1 死亡災害の現状

(1) 年別推移

令和4年の静岡県内の労働災害による死亡者数は30人であり、前年と比べ7人増加した。

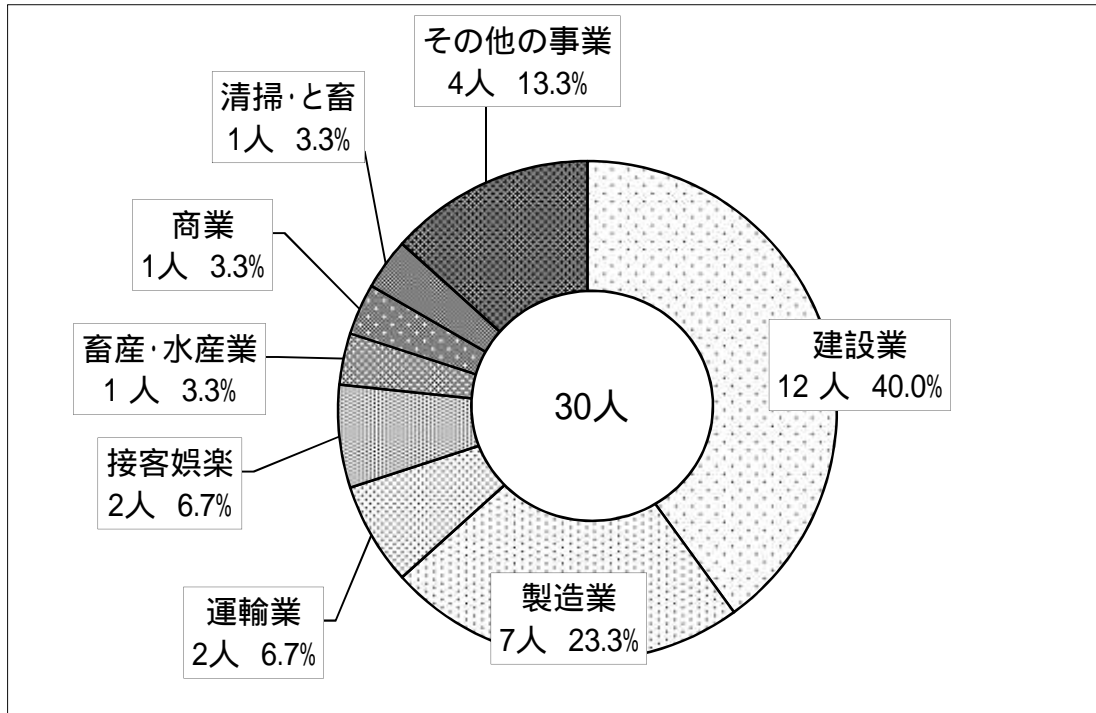


	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年
全産業	171	159	149	170	111	123	109	122	109	99	99	80	79	103	84	68	73	64	81
製造業	32	30	41	43	33	32	23	28	26	31	23	19	20	25	23	23	13	20	16
建設業	78	69	57	70	41	46	44	40	53	34	37	33	27	39	34	26	33	23	26
運輸交通業	14	15	21	18	13	17	15	22	9	18	14	10	9	9	15	9	11	10	13

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
全産業	75	71	82	81	79	67	74	71	70	71	65	73	49	61	56	60	52	52	48
製造業	19	16	23	20	10	13	23	16	19	6	16	25	13	8	15	12	9	12	8
建設業	30	28	29	27	34	21	24	23	27	27	20	17	16	21	18	18	10	20	18
運輸交通業	8	12	10	11	18	13	18	13	9	10	11	16	7	14	9	11	11	2	6

(2) 業種別の死亡災害発生状況

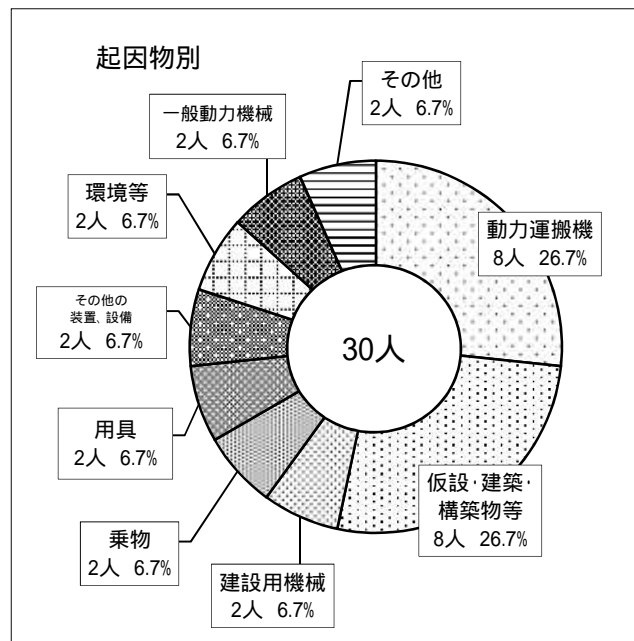
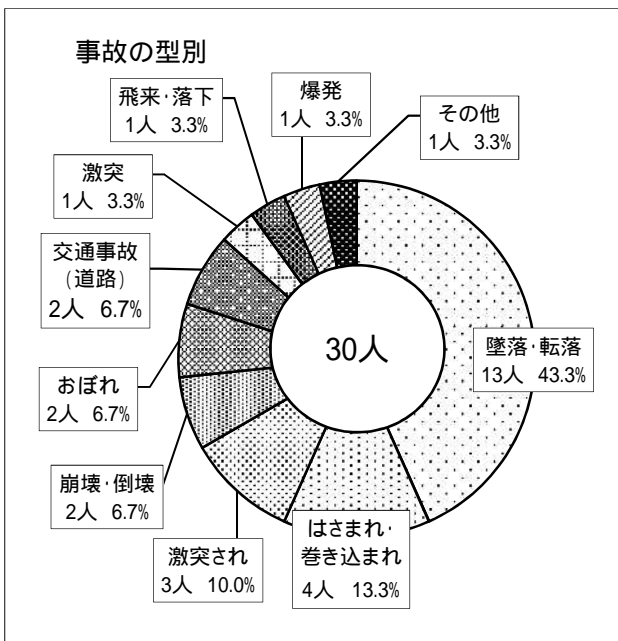
業種別では、「建設業」が40.0%と最も多く、次いで「製造業」が23.3%で、総件数の63.3%を占めている。



(3) 事故の型・起因物別の死亡災害発生状況

事故の型別では、「墜落・転落」が43.3%と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が13.3%となっており、総件数の56.6%を占めている。

起因物別では、「動力運搬機」「仮設・建築・構築物等」が26.7%と最も多く、総件数の53.4%を占めている。



2 死亡災害の概要(一覧)

令和4年発生

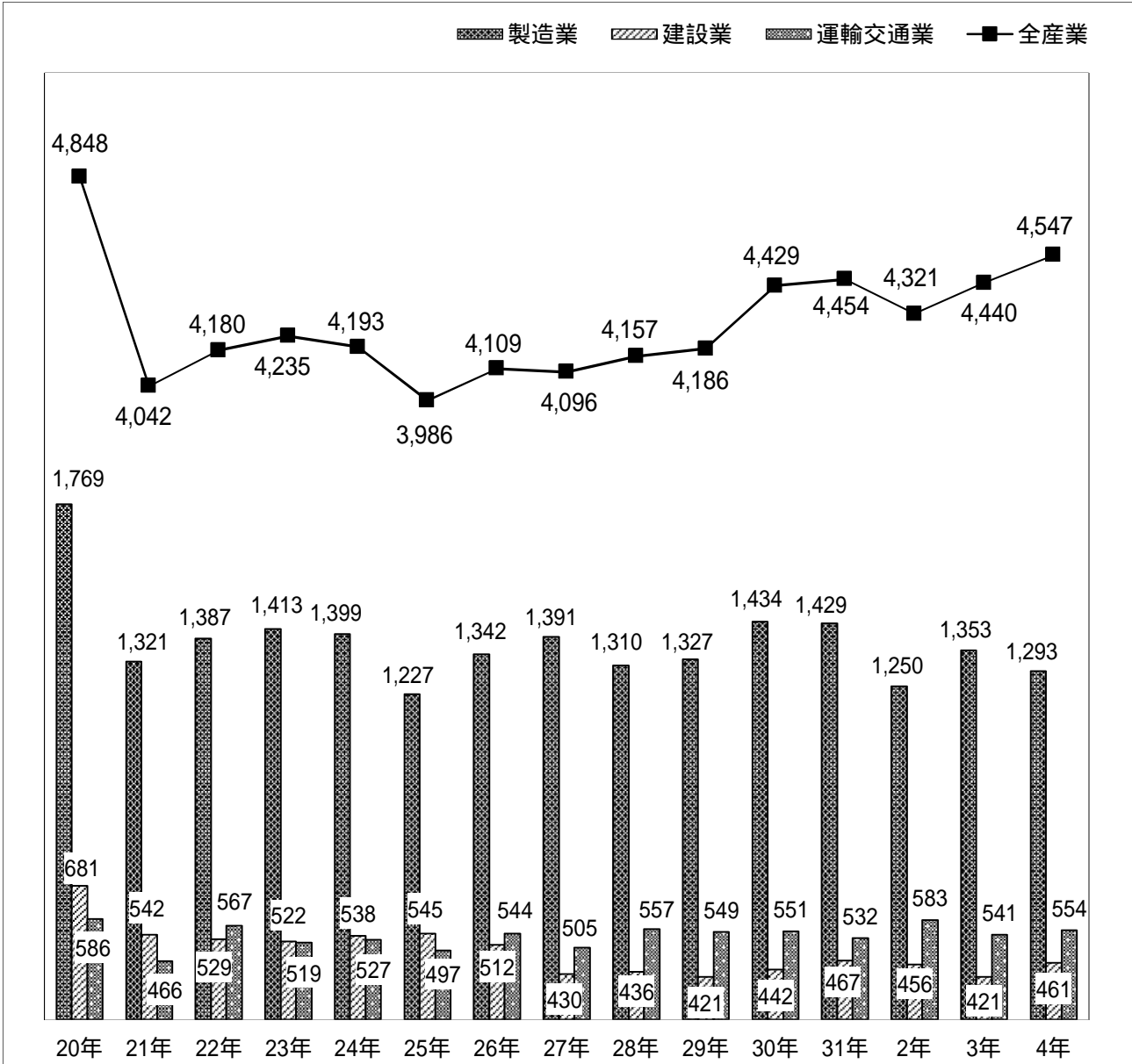
業種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事故の型 起 因 物	発 生 状 況
食料品製造業	浜松	10月 9時～10時	10～29人	おぼれ 開口部	浄化槽のメンテナンスを行っていた被災者が行方不明になり、翌日浄化槽内で発見され死亡が確認された。
パルプ・紙・ 紙加工品製造 業	沼津	1月 14時～15時	50～99人	飛来、落下 フォークリフト	クランプ式フォークリフトでロール紙を掴み回転させたところ、当該ロール紙の上に乗っていた別のロール紙が落下し、付近で作業をしていた被災者に激突した。
	富士	7月 10時～11時	10～29人	はさまれ、巻き込まれ その他一般動力機械	原料パルプを反転させる機械の調整作業を柵内に入り込み行っていたところ、当該機械の原料固定用のクランプとフレームとの間に首をはさまれ死亡した。
化学工業	沼津	11月 17時～18時	10～29人	はさまれ、巻き込まれ その他一般動力機械	電線用の被覆材の原材料を押し出す機械のホッパーに残存した原材料を手工具を用いて掃除していたところ、ホッパー内の回転中のスクリュウ部分に右肩から手の先まで巻き込まれ死亡した。
窯業土石製品製造業	静岡	10月 10時～11時	10人未満	激突され フォークリフト	後退してきたフォークリフトと停車していたトラックとの間に頭を挟まれ死亡した。
非鉄金属製造業	静岡	2月 1時～2時	100～299人	はさまれ、巻き込まれ その他動力運搬機	製品を昇降させるための搬送装置の調整作業中に、上から降りてきたカウンターウエイトに首をはさまれ死亡した。
その他の製造業	沼津	4月 14時～15時	10人未満	墜落、転落 その他の装置・設備	肥料製造設備のうち、サイロの部品を交換する作業中、サイロ上部(高さ約6m)にある投入口を開放しようとしたところ、地上に墜落した。
土木工事業	沼津	1月 1時～2時	10人未満	崩壊、倒壊 地山・岩石	下水道工事中に、水道管の布設が終わり、土止めを取り外した後、掘削箇所内に立ち入ったところ土砂が崩壊した。
	島田	9月 11時～12時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ トラック	4tダンプトラックの荷の載せ替え作業時に、駐車のために後進していたダンプトラックと停車していたドラグ・ショベルとの間に挟まれ死亡した。
	浜松	9月 14時～15時	10人未満	崩壊、倒壊 地山・岩石	台風15号の影響で県道に流れ出た土砂の撤去作業を行っていたところ、排水管から大量の水が噴き出し約20m下に転落し死亡した。
	浜松	10月 15時～16時	10人未満	墜落、転落 不整地運搬車	河川敷にて、伐木等を不整地運搬車で運搬する作業等を行っていたところ、オペレーターが乗ったまま不整地運搬車が川に転落し死亡した。
	静岡	10月 10時～11時	10人未満	墜落、転落 掘削用機械	台風15号の影響に伴う農道の補修工事の際に、地面をドラグ・ショベルのバケットの背で押さえつけ締め固めていたところ、農道の一部が崩壊し、乗っていたドラグ・ショベルとともに約2.8m下の地面へ転落し死亡した。
建築工事業	静岡	2月 11時～12時	10人未満	墜落、転落 屋根・はりもや・合掌	住宅の建方工事中、2F部分から墜落した。頸髄損傷により8日後に死亡した。
	富士	8月 13時～14時	10人未満	墜落、転落 足場	店舗改修工事において、天井の電灯の配線替えのため、脚立足場(作業床の高さ約1.8m)に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から床面に墜落し死亡した。
	浜松	10月 13時～14時	10人未満	墜落、転落 作業床・歩み板	民家に付属するウッドデッキを解体中、ウッドデッキのフェンスを取り外す作業を行っていたところ、ウッドデッキが崩れ、乗っていた2名が約3.6mの高さから墜落し、うち1名が死亡した。

業種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
その他の建設業	浜松	1月 13時～14時	10～29人	激突され フォークリフト	機械の解体作業中に、溶断中の鋼材をフォークリフトで動かしたところ、当該鋼材の溶断作業をした被災者に落下した。
	磐田	1月 17時～18時	10人未満	墜落、転落 その他の装置・設備	ごみ処理施設内で、径60cmのダクト内で塗装作業中、約2.5m下の送風機の上に頭から墜落し死亡。なお、墜落時の体位により窒息死したもの。
	浜松	9月 5時～6時	10人未満	爆発 可燃性のガス	被災者が浜松市内の工事現場に向かう途中、東名高速豊田JCT付近で交通渋滞により停車していたところ、後方から来たトラックが急ブレーキをかけ荷台のガスボンベを道路上に散乱させた。被災者はガスボンベが落下した衝撃により発生した爆発火災により火傷を負い死亡した。
	磐田	9月 11時～12時	10人未満	墜落、転落 足場	脚立と庇の間に渡した足場板の上で配管の切断を行っていたところ、加圧されていた配管内の空気が噴き出し、勢いで約2.5m下の地面に墜落し死亡した。
道路貨物運送業	静岡	5月 8時～9時	50～99人	その他 起因物なし	荷役作業の準備中に倒れ、過重労働を起因とする虚血性心疾患により死亡した。
	島田	12月 15時～16時	10～29人	墜落、転落 整地・運搬・積み込み用機械	ドラグ・ショベルをトラック荷台に積み込んだ後、当該機械の停車位置を調整するために、荷台上で運転操作を行っていたところ、当該機械ごと被災者が荷台から転落した。転落した勢いで被災者は運転席から投げ出され、転落してきた当該機械の下敷きになり死亡した。
水産業	三島	1月 10時～11時	10人未満	おぼれ その他の用具	潜水して海中の定置網の回収作業（網と網を結束する網を切断する作業）をしていた被災者が、網に絡まり溺死した。
卸売業	静岡	2月 14時～15時	10～29人	激突 トラック	ミキサー車の清掃の作業を行っていた被災者がミキサー車の後部で倒れており、骨盤骨折による内臓損傷で死亡した。被災者が作業中、何らかの理由でミキサー車のステップから飛び降り、地面に激突したものと推定される。
旅館業	三島	1月 20時～21時	30～49人	墜落、転落 階段・棧橋	終業後、帰宅するために敷地内の階段を上がっている途中で転倒し、階下まで落下した。急性硬膜下血腫により翌日死亡した。
その他の接客娯楽業	浜松	4月 10時～11時	50～99人	激突され 乗用車・バス・バイク	競走用バイクでのオートレースにて、落車事故により無人となったバイクがコース外に飛び出し、コース外に待機していた被災者に激突し、死亡に至ったもの。
清掃・と畜業	静岡	2月 12時～13時	10人未満	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	青信号の国道交差点を自転車で通行中、正面から左折走行してきた自動車に激突され多発性外傷により死亡した。
その他の事業	三島	4月 9時～10時	10人未満	墜落、転落 はしご等	マンションのベランダに設置されている避難梯子のワイヤー交換作業中に、被災者が当該梯子の錆等により固着していた部分に足をかけたところ、梯子が伸びきり、反動にて7階ベランダから地上に墜落した。
	浜松	8月 23時～0時	10人未満	墜落、転落 建築物・構築物	顧客の自家用車を代行で運転し、目的地に到着したため、随伴車に乗ろうとした際に深さ1m程度の用水路に転落し死亡した。
	静岡	9月 9時～10時	10～29人	墜落、転落 作業床・歩み板	台風14号通過に伴う点検作業を駅舎外壁部に設置された点検デッキ上で行っていた際に、デッキ床面に異常が確認されたため近づいたところ、床面が抜け約9.5m下の線路上に墜落し死亡した。
	静岡	9月 10時～11時	10～29人	交通事故(道路) トラック	浜松市内の県道にて交通誘導をしていたところ、トラックにはねられて死亡した。

3 死傷災害(死亡および休業4日以上の災害)の現状

(1) 年別推移

令和4年の静岡県内の労働災害による死傷者数は4,547人であり、前年と比べ107人増加した。



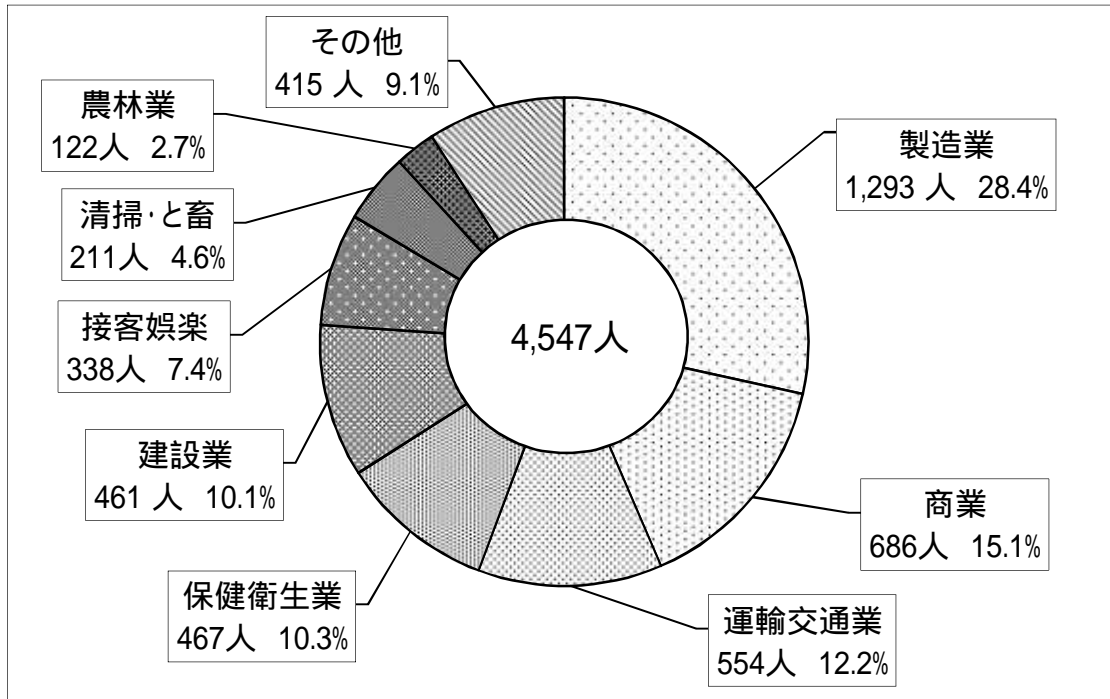
資料出所:平成9年までは、労働災害統計年報リスト、平成10年以降は労働者死傷病報告による。

	59年	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
全産業	10,467	9,864	9,757	8,927	8,837	8,652	8,313	7,630	7,069	6,754	6,439	6,159
製造業	3,923	3,810	3,609	3,274	3,197	3,066	2,963	2,712	2,381	2,205	2,142	2,146
建設業	2,653	2,310	2,428	2,142	2,161	2,109	2,032	1,774	1,713	1,667	1,497	1,302
運輸交通業	811	697	690	650	685	684	567	576	523	498	501	458

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
全産業	5,859	5,573	5,825	5,317	5,340	5,122	5,020	4,931	4,769	4,688	4,983	5,038
製造業	1,871	2,206	2,423	2,261	2,250	2,106	2,032	1,942	1,846	1,810	1,857	1,919
建設業	1,264	1,154	1,118	989	975	861	851	748	726	709	715	695
運輸交通業	465	616	606	572	635	569	565	576	547	524	564	589

(2) 業種別の死傷災害発生状況

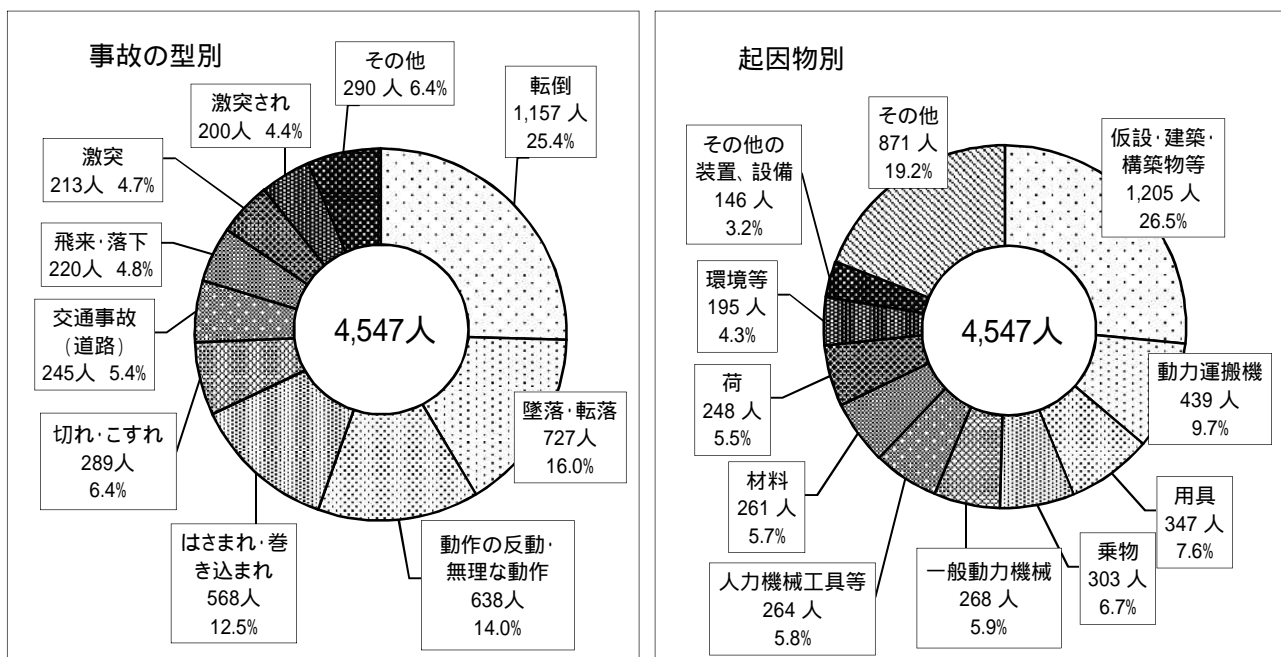
業種別では、「製造業」が28.4%、「商業」が15.1%、「運輸交通業」が12.2%、「保健衛生業」が10.3%、「建設業」が10.1%となっている。



(3) 事故の型・起因物別の死傷災害発生状況

事故の型別では、「転倒」が25.4%と最も多く、次いで「墜落・転落」が16.0%、「動作の反動・無理な動作」が14.0%、「はさまれ・巻き込まれ」が12.5%となっている。

起因物別では、「仮設物・建築物・構築物等」が26.5%と最も多く、次いで「動力運搬機」が9.7%、「用具」が7.6%、「乗物」が6.7%となっている。



4 労働基準監督署別・業種別死傷災害発生状況 (被災者数)

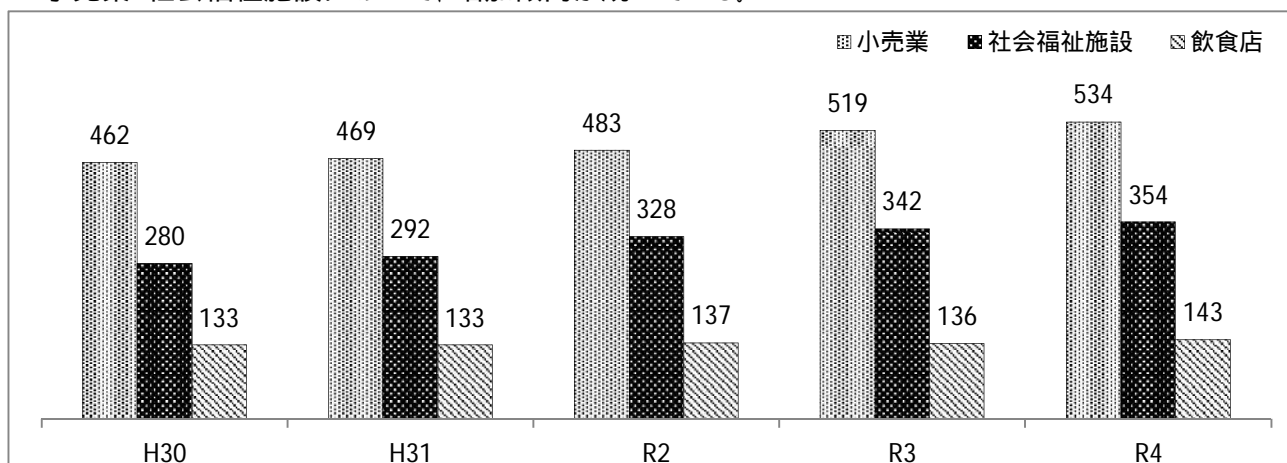
業種別	署別			三 島			沼 津			富 士			静 岡			島 田			磐 田			浜 松			合 計		
	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減	R4	R3	増減
食 料 品 製 造 業	13	9	4	32	21	11	39	37	2	56	70	-14	173	155	18	39	41	-2	43	48	-5	395	381	14			
織 維 工 業	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	3	-2	1	0	1	9	4	5	13	7	6			
衣服その他の繊維製品業	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	1	-1	1	2	-1	3	4	-1				
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	1	1	0	2	1	1	12	7	5	11	8	3	4	7	-3	10	5	5	4	7	-3	44	36	8			
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	6	4	2	8	6	2	1	2	-1	2	3	-1	17	16	1			
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0	1	5	6	-1	58	57	1	5	8	-3	5	7	-2	3	5	-2	6	5	1	83	88	-5			
印 刷 ・ 製 本 業	0	0	0	1	0	1	0	1	-1	4	8	-4	5	2	3	3	2	1	2	2	0	15	15	0			
化 学 工 業	2	3	-1	14	7	7	21	13	8	13	13	0	17	20	-3	38	33	5	18	29	-11	123	118	5			
窯業・土石製品製造業	4	4	0	0	1	-1	0	0	0	7	8	-1	4	6	-2	6	5	1	6	6	0	27	30	-3			
鉄 鋼 業	0	0	0	0	2	-2	1	1	0	1	4	-3	3	5	-2	15	12	3	6	7	-1	26	31	-5			
非鉄金属製造業	2	2	0	4	7	-3	1	2	-1	2	5	-3	0	0	0	5	5	0	2	3	-1	16	24	-8			
金属製品製造業	6	13	-7	32	11	21	20	29	-9	22	25	-3	14	22	-8	32	34	-2	43	30	13	169	164	5			
一般機械器具製造業	3	6	-3	10	8	2	17	17	0	12	7	5	14	20	-6	14	20	-6	16	16	0	86	94	-8			
電気機械器具製造業	1	1	0	12	7	5	6	3	3	4	7	-3	5	11	-6	9	13	-4	12	13	-1	49	55	-6			
輸送用機械等製造業	8	5	3	13	6	7	6	13	-7	9	7	2	13	21	-8	32	41	-9	62	79	-17	143	172	-29			
電気・ガス・水道業	0	1	-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	-2	1	0	1	2	3	-1			
その他の製造業	3	6	-3	7	7	0	3	10	-7	17	17	0	19	17	2	20	25	-5	13	33	-20	82	115	-33			
製 造 業 計	44	51	-7	135	85	50	186	190	-4	169	192	-23	285	302	-17	228	246	-18	246	287	-41	1,293	1,353	-60			
鉱 業	1	2	-1	0	0	0	0	0	0	1	2	-1	1	2	-1	1	0	1	2	1	1	6	7	-1			
土 木 工 事 業	22	8	14	12	15	-3	9	10	-1	15	20	-5	21	17	4	19	6	13	31	21	10	129	97	32			
建 築 工 事 業	26	23	3	26	16	10	30	17	13	31	50	-19	22	13	9	15	10	5	49	48	1	199	177	22			
木造家屋建築工事業	8	6	2	5	1	4	8	9	-1	8	8	0	13	12	1	8	12	-4	13	15	-2	63	63	0			
その他の建設業	4	13	-9	6	11	-5	11	15	-4	15	8	7	4	11	-7	12	8	4	18	18	0	70	84	-14			
建 設 業 計	60	50	10	49	43	6	58	51	7	69	86	-17	60	53	7	54	36	18	111	102	9	461	421	40			
鉄 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	4	1	3	2	1	1	0	0	0	4	0	4	0	1	-1	0	0	0	3	1	2	13	4	9			
道 路 旅 客 運 送 業	8	6	2	3	1	2	3	1	2	10	11	-1	2	9	-7	5	9	-4	27	21	6	58	58	0			
道 路 貨 物 運 送 業	15	24	-9	74	49	25	57	81	-24	87	75	12	79	84	-5	74	68	6	96	97	-1	482	478	4			
その他の運輸交通業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0			
運 輸 交 通 業 計	27	31	-4	79	51	28	60	82	-22	101	87	14	81	94	-13	80	77	3	126	119	7	554	541	13			
陸上貨物取扱業	1	0	1	5	3	2	3	5	-2	5	1	4	5	2	3	5	9	-4	7	0	7	31	20	11			
港 湾 運 送 業	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	3	4	-1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	6	5	1			
貨 物 取 扱 業 計	1	0	1	5	3	2	3	6	-3	8	5	3	7	2	5	6	9	-3	7	0	7	37	25	12			
農 業	7	11	-4	2	4	-2	2	7	-5	7	3	4	14	14	0	13	15	-2	37	35	2	82	89	-7			
林 業	7	11	-4	3	7	-4	3	1	2	9	11	-2	5	6	-1	3	2	1	10	14	-4	40	52	-12			
農 林 業 計	14	22	-8	5	11	-6	5	8	-3	16	14	2	19	20	-1	16	17	-1	47	49	-2	122	141	-19			
畜 産 ・ 水 産 業	4	3	1	0	0	0	11	7	4	0	1	-1	5	11	-6	8	11	-3	15	11	4	43	44	-1			
卸 売 業	2	6	-4	9	16	-7	10	14	-4	16	20	-4	14	14	0	5	11	-6	26	14	12	82	95	-13			
小 売 業	45	44	1	61	66	-5	53	60	-7	98	97	1	63	54	9	66	59	7	148	139	9	534	519	15			
社 会 福 祉 施 設	38	47	-9	43	39	4	36	28	8	62	63	-1	57	53	4	39	32	7	79	80	-1	354	342	12			
旅 館 業	62	66	-4	5	5	0	1	3	-2	8	9	-1	0	3	-3	2	4	-2	8	10	-2	86	100	-14			
飲 食 店	19	18	1	21	17	4	15	20	-5	26	25	1	17	18	-1	17	9	8	28	29	-1	143	136	7			
ゴ ル フ 場	10	5	5	33	27	6	7	5	2	0	0	0	3	3	0	10	7	3	5	5	0	68	52	16			
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	25	18	7	9	13	-4	10	4	6	35	30	5	2	2	0	7	3	4	28	27	1	116	97	19			
清 掃 ・ と 蓄 業	9	8	1	15	19	-4	12	13	-1	17	3	14	11	13	-2	7	6	1	24	21	3	95	83	12			
そ の 他 の 事 業	53	61	-8	71	51	20	56	39	17	122	104	18	57	62	-5	49	42	7	145	125	20	553	484	69			
合 計	414	432	-18	540	446	94	523	530	-7	748	738	10	682	706	-24	595	569	26	1,045	1019	26	4,547	4,440	107			

注:労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷災害

5 第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)の死傷災害の現状

(1) 年別推移

小売業・社会福祉施設において、増加傾向が続いている。

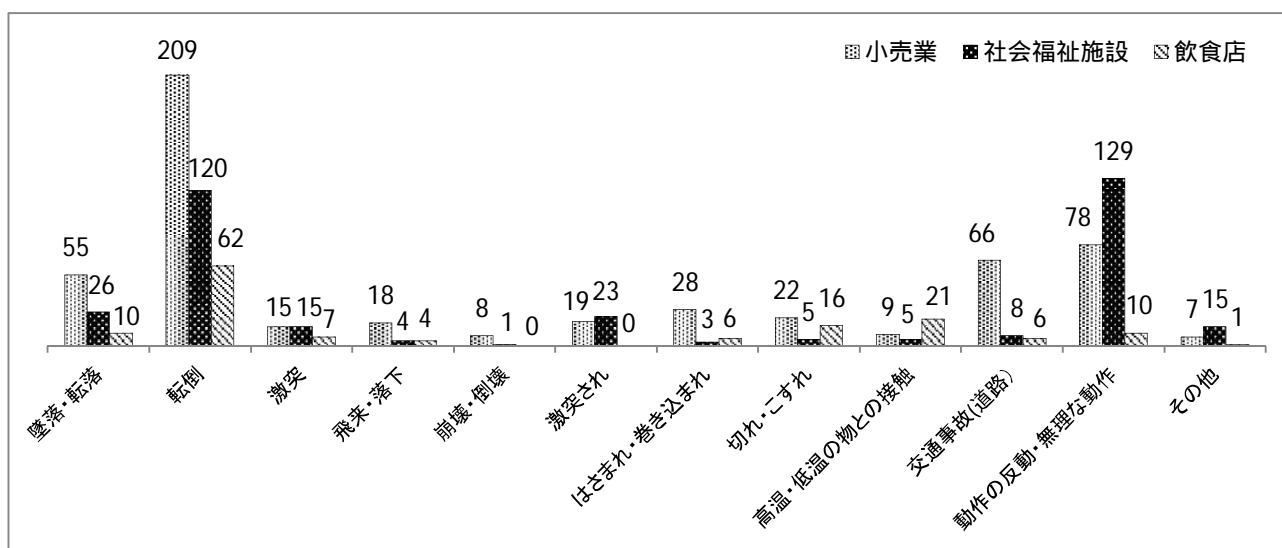


(2) 事故の型別

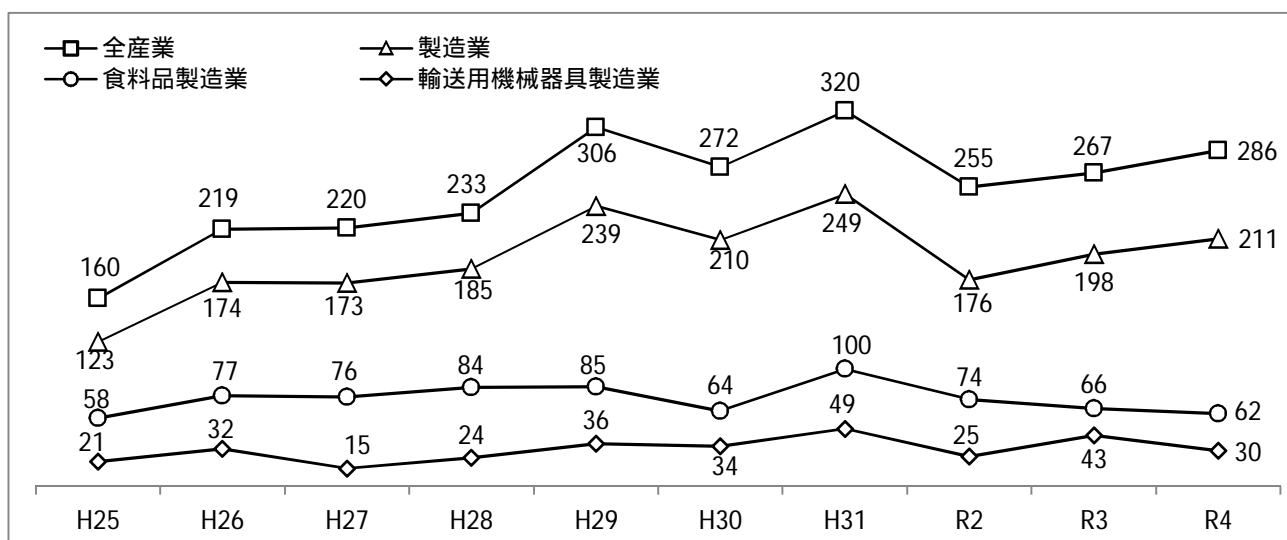
小売業は「転倒」が209件(39.1%)と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が78件(14.6%)となっている。

社会福祉施設は「動作の反動・無理な動作」が129件(36.4%)で最も多く、次いで「転倒」が120件(33.9%)となっている。

飲食店は「転倒」が62件(43.4%)と最も多く、次いで「高温・低温の物との接触」が21件(14.7%)となっている。



6 派遣労働者の労働災害の推移



令和4年における外国人労働者の災害発生状況

新型コロナウイルス感染症によるものを除く

(確定値)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
死傷者数	217	234	271	242	301	317	323	306
(うち、技能実習生)	(27)	(27)	(30)	(37)	(65)	(67)	(59)	(48)

1. 署別・国籍別発生状況

		浜松	静岡	沼津	三島	富士	磐田	島田	合計
アジア	インドネシア	6 (4)		1		1 (1)	2	3 (1)	13 (6)
	ベトナム	8 (2)	4 (2)	7 (6)	1 (1)	9 (5)	6 (2)	9 (6)	44 (24)
	中国(台湾等を含む)	3 (1)	2 (2)	3 (2)	2	1 (1)	6 (3)	7 (3)	24 (12)
	フィリピン	8	3	2	3	7	3 (2)	28 (2)	54 (4)
	韓国	1				1			2
	ミャンマー	2 (1)	3		1	1		2 (1)	9 (2)
	タイ			2			2		4
	スリランカ		2	2	1	3	2		10
	ネパール	1	3	1				2	7
	その他	3	1				2	1	7
小計	32 (8)	18 (4)	18 (8)	8 (1)	23 (7)	23 (7)	52 (13)	174 (48)	
アメリカ	ブラジル	31	3	1	1	4	51	15	106
	ペルー	5	1			5	7	4	22
	アルゼンチン								0
	コロンビア								0
	その他	1	2						3
	小計	37	6	1	1	9	58	19	131
その他	ヨーロッパ								0
	アフリカ								0
	オセアニア								0
	その他		1						1
	小計		1						1
合計	69 (8)	25 (4)	19 (8)	9 (1)	32 (7)	81 (7)	71 (13)	306 (48)	

2. 業種別・署別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
浜松	2		2	10 (2)	17 (3)	9	9 (3)	4	16	69 (8)
静岡	13 (2)				1	3 (1)	2 (1)	4	2	25 (4)
沼津	9 (6)			1		1	1 (1)	1	6 (1)	19 (8)
三島				1 (1)	2	1	1		4	9 (1)
富士	7	8	1	2	1	5 (1)	2 (2)	2 (1)	4 (3)	32 (7)
磐田	8 (2)		15	12 (2)	13	21 (2)	3 (1)	1	8	81 (7)
島田	41 (5)		4 (1)	4 (2)	4	7 (2)	4 (3)	5	2	71 (13)
合計	80 (15)	8	22 (1)	30 (7)	38 (3)	47 (6)	22 (11)	17 (1)	42 (4)	306 (48)

3. 業種別・規模別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
10人未満	2 (1)	1	3	4 (1)	2 (1)	4 (1)	10 (3)	3 (1)	6 (1)	35 (9)
10～49人	21 (4)	4	4	16 (6)	9 (1)	16 (3)	11 (8)	5	19	105 (22)
50～99人	25 (4)	3	5 (1)	2	7	11 (1)	1	3	6 (2)	63 (8)
100～299人	26 (5)		10	8	11 (1)	7 (1)		5	9 (1)	76 (8)
300人以上	6 (1)				9	9		1	2	27 (1)
合計	80 (15)	8	22 (1)	30 (7)	38 (3)	47 (6)	22 (11)	17 (1)	42 (4)	306 (48)

4. 業種別・性別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
男性	40 (8)	7	17	26 (7)	26 (3)	33 (6)	22 (11)	6 (1)	26 (3)	203 (39)
女性	40 (7)	1	5 (1)	4	12	14		11	16 (1)	103 (9)
合計	80 (15)	8	22 (1)	30 (7)	38 (3)	47 (6)	22 (11)	17 (1)	42 (4)	306 (48)

5. 業種別・年齢別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
18歳未満			1				1		1	3
18～19歳	2 (1)			1		1 (1)				4 (2)
20～29歳	19 (7)	1	3 (1)	12 (5)	8 (3)	10 (3)	8 (4)	5	10 (4)	76 (27)
30～39歳	25 (7)	2	7	9 (2)	10	12 (2)	8 (7)	5 (1)	9	87 (19)
40～49歳	15	4	4	2	12	9	1	2	10	59
50～59歳	15		4	2	5	12	4	4	9	55
60歳以上	4	1	3	4	3	3		1	3	22
合計	80 (15)	8	22 (1)	30 (7)	38 (3)	47 (6)	22 (11)	17 (1)	42 (4)	306 (48)

6. 業種別・経験期間別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
1月未満				1	3	1	2	1		8
1月以上3月未満	8 (2)	1	5	8 (3)	6 (1)	5	2 (1)	2	6	43 (7)
3月以上半年未満	8 (1)	1	3	4 (1)	4 (1)	8 (1)	3 (1)	4	2	37 (5)
半年以上1年未満	10	2	2	3	10	3 (1)	1 (1)	3	6	40 (2)
1年以上3年未満	25 (12)	3	6 (1)	4	9 (1)	13 (4)	8 (5)	3	12 (3)	83 (26)
3年以上5年未満	6		4	5 (3)	2	9	5 (3)	3 (1)	4 (1)	38 (8)
5年以上10年未満	13			3	1	3			7	27
10年以上	10	1	2	2	3	5	1	1	5	30
合計	80 (15)	8	22 (1)	30 (7)	38 (3)	47 (6)	22 (11)	17 (1)	42 (4)	306 (48)

7. 業種別・事故の型別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
墜落・転落	1	2	1	1	2	1	7 (4)	1	4	20 (4)
転倒	10	1	2	5	6	7 (1)	2 (1)	3	7 (1)	43 (3)
激突			2 (1)		4	7	2	1	3	19 (1)
飛来・落下	3 (1)		2	2	2	3	6 (3)	2 (1)	2	22 (5)
崩壊・倒壊	2		2	2 (2)		1			2 (1)	9 (3)
激突され	3 (1)	1	3	1	2	2 (1)			6 (2)	18 (4)
はさまれ、巻き込まれ	19 (4)	3	5	17 (4)	7 (1)	9 (3)	2 (2)	4	6	72 (14)
切れ、こすれ	32 (7)	1	2	2 (1)	4 (1)	5 (1)	1	2		49 (10)
踏み抜き									2	2
高温・低温物との接触	3 (2)				1	1			1	6 (2)
有害物等との接触	1					1			1	3
交通事故								1		1
動作の反動等	6		3		8	10		3	7	37
その他					2 (1)		2 (1)		1	5 (2)
合計	80 (15)	8	22 (1)	30 (7)	38 (3)	47 (6)	22 (11)	17 (1)	42 (4)	306 (48)

1. 労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷災害 2. 囲み数字は、死亡者数で内数 3. ()は、技能実習生死傷者数で内数

参 考 資 料

安全衛生管理体制の概要

		総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者
選任すべき事業場	業種1	100人以上	50人以上	50人以上
	業種2	300人以上	50人以上	50人以上
	業種3	1,000人以上	/	50人以上
	業種5	300人以上	50人以上	50人以上
	業種6	1,000人以上	/	50人以上
行わせるべき業務 調査審議させるべき事項		労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 安全に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 衛生に係る技術的事項
資格者 委員とすべき者		事業場においてその事業の実施を統括管理する者	以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者 イ 大学、高等専門学校 ^の 理科系統の学科卒業 ^者 で2年以上の産業安全の実務の経験者 ロ 職業訓練 ^{大学} 校長期課程卒業 ^者 で2年以上の産業安全の実務の経験者 ハ 高等学校 ^の 理科系等の学科卒業 ^者 で4年以上の産業安全の実務の経験者 ニ 大学、高等専門学校 ^の 理科系等以外の学科卒業 ^者 で4年以上の産業安全の実務の経験者 ホ 高等学校 ^の 理科系統以外の学科卒業 ^者 で6年以上の産業安全の実務の経験者 ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者 安全コンサルタント	第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 印の業種に限る 衛生工学衛生管理者 医師 歯科医師 労働衛生コンサルタント ほか厚生労働大臣が定める者
選任した場合の措置		労働基準監督署に選任報告を提出		

業種1	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
-----	-------------------

業種2	製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業
-----	---

業種3	業種1, 2, 5, 6以外の業種
-----	-------------------

安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
10人～49人		50人以上	業種4 - 50人以上 その他-100人以上	50人以上
10人～49人		50人以上		50人以上
10人以上は 安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照〕	10～49人	50人以上		50人以上
10人～49人		50人以上	100人以上	50人以上
10人以上は 安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照〕	10～49人	50人以上		50人以上
総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務	健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること 作業環境の維持管理に関すること 作業の管理に関すること 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること 衛生教育に関すること 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること	労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項 (安衛則第21条)	労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 (安衛則第22条)
大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者 5年以上安全衛生の実務経験を有する者 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者 5年以上衛生の実務経験を有する者 「衛生推進者養成講習」を修了した者 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	医師法による医師であって、以下のいずれかに該当する者 厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者 産業医として3年以上経験のある者(平成10年9月末時点)	総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者 安全管理者のうちから事業者が指名した者 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 以外の委員のうち半数以上は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある	左と同様 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 産業医のうちから事業者が指名した者 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 左と同様
氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知		労働基準監督署に選任報告を提出	議事録の作成及び議事録の内容の周知 安全衛生委員会とすることもできる	

業種 4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業
---------	--

業種 5	通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器卸売業、家具・建具・じゅう器小売業
---------	---

業種 6	農畜水産業、医療業
---------	-----------

安全衛生教育の概要

災害防止対策は、安全衛生管理体制の確立の基本として、機械設備の高度な安全化、危険有害環境や作業方法の改善など物的要因のリスクの低減化を進めることが基本ですが、仮に高度な安全措置が講じられた機械設備の場合でも作業者の操作ミスによって災害が発生するおそれがあることから、安全教育は労働災害防止の実効を期すうえで不可欠なものです。

労働安全衛生法では、雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育などに対して行うべき安全衛生教育の教育事項が次のとおり定められています。

教育の内容	雇入れ時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること 2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること 3) 作業手順に関すること 4) 作業開始時の点検に関すること 5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること 6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること 7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること 8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 <p>ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の労働者については、1)から4)までの事項についての教育を省略することができる。</p>
	作業内容変更時	作業転換時や作業設備、作業方法等について変更があった場合、雇入れ時と同じ教育を行うこと
	危険有害業務従事者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務、動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス・シャアの安全装置、安全囲いの取り付け取り外し又は調整の業務、産業用ロボットの教示の業務など労働安全衛生規則(第36条)によって指定された危険有害業務については、それぞれの業務に応じ関係告示において定められた内容に従って、特別の教育を行わなければなりません
	職長その他の現場監督者	<ol style="list-style-type: none"> 1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 3) 労働安全衛生法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 4) 異常時等における措置に関すること 5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
教育時間	<p>教育時間は、対象業務及び教育内容によって定められています。</p> <p>労働安全衛生法では、危険有害業務に就かせようとする者に対する特別教育、職長その他の現場監督者の教育については、教育事項ごとに必要な教育時間が定められていますので、これによらなければなりません。</p> <p>雇入れ時や作業内容に変更があった者に対する安全衛生教育は、就くべき業務の内容によって教育時間は異なることから、特に教育時間は定められていませんので、その業務を安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間を当てたらよいか十分に検討して適正な教育時間を計画してください。</p>	

作業主任者選任業務一覧表

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業	安法14条 令6条 安則16条	職務根拠	備考
1	高圧則10条	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業		高圧則10条2項	
2	安則314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下の容器で水素若しくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務		安則315	可燃性ガス令別表第1第5号参照
3	安則151の126	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 原動機定格出力7.5kwを超えるもの 支間の斜距離の合計が350m以上のもの 最大使用荷重が200kg以上のもの		安則151の127	平成26年6月1日から適用（平成26年5月31日までは安則513, 514）
4	ボ則24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許 者等	ボイラー取扱業務（小型を除く 令1条4号） 特級 = 伝熱面積合計500㎡以上（貫流のみは除く。） 1級以上 = 伝熱面積合計25㎡以上500㎡未満（貫流のみ500㎡以上） 2級以上 = 伝熱面積合計25㎡未満 技能講習以上 = 令6条16号イからニまでのボイラー		ボ則25	
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 エックス線管、ケノトロンからのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務		電離則47	電離第48条により診療放射線技士等資格者は申請により試験免除有
5の2	電離則52の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業		電離則52の3	電離52の4同上
6	安則129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かな盤、面取、ルーター 合計5台以上 ただし、自動送材車式帯のこを含む場合 3台以上		安則130	
7	安則133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上		安則134	
8	安則297	乾燥設備作業主任者	同上	乾燥設備内容積1㎡以上（令別表第1危険物） 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用		安則298	具体的には令6条及び通達
8の2	安則321の3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業		安則321の4	
9	安則359	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削		安則360	
10	安則374	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし		安則375	
10の2	安則383の2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付		安則383の3	
10の3	安則383の4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工（ずい道型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設		安則383の5	
11	安則403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削高さ2m以上（採石法2条の岩石の採取のための掘削）		安則404	
12	安則428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上、はい付、くずし（除く ばら物荷、荷役機運転のみ）		安則429	
13	安則450	船舶荷役作業主任者	同上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動（除く 500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業）		安則451	
14	安則246	型枠支保工の組立て等作業主任者	同上	型枠支保工の組立、解体（除く 建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁）		安則247	
15	安則565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さ5m以上の足場の組立、解体、変更（除く ゴンドラのつり足場）		安則566	
15の2	安則517の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み又は塔（高さ5m以上）の組立、解体、変更		安則517の5	
15の3	安則517の8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの（高さが5m以上又は橋梁支間30m以上）の架設、解体又は変更		安則517の9	
15の4	安則517の12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	木造建築（軒の高さ5m以上）の部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付		安則517の13	
15の5	安則517の17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	コンクリート造工作物（高さ5m以上）の解体、破壊		安則517の18	
16	安則517の22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの（高さ5m以上又は橋梁支間30m以上）の架設又は変更		安則517の23	
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備は化学一圧技能それ以外はボイラー技士、化学一圧・普通一圧技能講習	第一種圧力容器の取扱作業（除く 令1条6号の小型圧力容器及び令6条17号イ・ロ）		ボ則63	化学設備令15条5号
18	特化則27	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	技能講習	令別表第3に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業		特化則28	
18	特化則27 2項	金属アーク溶接等作業主任者	同上	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業		特化則28の2	令和6年1月1日から適用
19	鉛則33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで（除く 遠隔操作）		鉛則34	
20	四アル則14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル鉛等業務1号～6号、8号		四アル則15	
21	酸欠則11	酸素欠乏危険作業主任者	同上	令別表第6の第1種酸欠危険場所		酸欠則11条2項	
	酸欠則11	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	同上	同上（第1種及び、第2種酸欠危険場所）		同上	
22	有機則19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業		有機則19条の2	政令 53.6.5 施行 55.8.31
23	石綿則19	石綿作業主任者	同上	特定石綿等の製造、取扱い作業		石綿則20	

資格が必要な業務(免許・技能講習)一覧表

令20条号別	就業制限の業務	安法 61条 安令 20条	就業が認められる資格 (安則41条 別表3)	特別教育業務 安法 59条 安則 36条	備考		
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	<ul style="list-style-type: none"> 発破技士免許 火薬類取扱保安責任者免許 保安技術職員国家試験 <ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丁上級保安技 甲、乙発破係員 甲、丁坑外保安 甲、乙、丁坑内保安 				
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上の運転の業務(船用デリック、クレーン)	揚貨装置運転免許	・5トン未満			
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型を除く。)	ボイラー技士免許(特、1、2級)	・小型ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 伝熱面積の合計 500㎡以上 特級 25～500㎡未満 1級以上 等作業主任者留意 ～ 定義は令6条 16号イ～ニ 伝熱面積の計算方式 に留意 		
		次のいずれか ボ則 23-2	<ul style="list-style-type: none"> 胴内径750mm以下で、かつその長さが1,300mmの蒸気ボイラー 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー技士免許(特、1、2級) ボイラー取扱技能講習 			
4	ボイラー・第一種圧力容器溶接 (ボ則9、55)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力容器を除く。)	特別ボイラー溶接士免許				
5	ボイラー・第一種圧力容器整備 (ボ則35、70)	ボイラー(小型ボイラー及び上記3の～のボイラーを除く。)	特別ボイラー溶接士免許				
		第一種圧力容器(小型圧力容器若しくは令1条5号のイに該当するものうち内容積5㎡以下のもの又はロ～ニに該当するものうち内容積1㎡以下のものを除く。)	普通ボイラー溶接士免許				
6	クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満			
		つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務(床上運転式)	クレーン・デリック運転士免許(限定)				
		つり上げ荷重が5トン以上で、床上操作により荷とともに運転者が移動する方式(こ線テルハは除く。)	床上操作式クレーン運転技能講習				
7	移動式クレーン (ク則68)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務	移動式クレーン運転士免許	・1トン未満			
		つり上げ荷重1トン以上5トン未満の運転の業務	小型移動式クレーン運転技能講習				
8	デリック (ク則108条)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満			
9	潜水業務 (高圧則12条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許	・潜水作業者への送気・調節等の業務			
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	<ul style="list-style-type: none"> ガス溶接作業主任者免許 ガス溶接技能講習 				
11	フォークリフト	最大荷重1トン以上の運転の業務(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> フォークリフト運転技能講習 他 職訓有 	・1トン未満			
12	建設機械	機体重量3トン以上の運転の業務(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> 別表7の1号(整地、運搬、積込用機械) <ul style="list-style-type: none"> ブルドーザー モーターグレーダー トラクター・ショベル ずり積機 スクレーパー スクレーブ・ドーザー 別表7の2号(掘削用機械) <ul style="list-style-type: none"> パワー・ショベル ドラグ・ショベル ドラグライン クラムシェル バケット掘削機 トレンチャー 	<ul style="list-style-type: none"> 車両系建設機械運転技能講習(整地、運搬、積込、掘削用) その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり 	・3トン未満	53.1.1前の規則による講習修了者には新安規第81条により、修了者とみなされる	
		別表7の3号(基礎工用機械)(機体重量3トン以上)	<ul style="list-style-type: none"> くい打機 くい抜機 アース・ドリル リバース・サーキュレーション・ドリル せん孔機 アース・オーガーパーパー・ドレーン・マシン 	<ul style="list-style-type: none"> 車両系建設機械運転技能講習(基礎工用) その他上欄同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・3トン未満 ・自走できないもの ・自走できるものの作業装置の操作 		
		別表7の6号(解体用機械)(機体重量3トン以上)	<ul style="list-style-type: none"> ブレーカ 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機 ～ までは、平成25年7月1日～適用 	<ul style="list-style-type: none"> 車両系建設機械運転技能講習(解体用) 車両系建設機械(解体用)運転技能特別講習 その他上欄と同じ 	・3トン未満		25.6.30以前に開始された技能講習は のみ
		ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転の業務(道路走行は道交法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ショベルローダー等運転技能講習 他 職訓等有 	・1トン未満		
14	不整地運搬車	最大積載量が1トン以上の運転の業務	不整地運搬車運転技能講習	・1トン未満			
15	高所作業車	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務	高所作業車運転技能講習	・10メートル未満			
16	玉掛け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務	<ul style="list-style-type: none"> 玉掛け技能講習 (注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士免許 その他職訓あり 	・1トン未満	(注) 53.10.1以降の資格者は認められない		

特別教育を必要とする危険有害業務の一覧表

安 則 36 号 別	対 象 業 務	安法 59条 安則 36条	就業制限（法61） 作業主任者（法14） との関連	教育内容等		備 考
				教は告示92号 改正S52.12.27 第11号を示す		
1	研削といしの取替、取替時試運転業務				教 1、2条	
2	動力プレス機の金型、シャアの刃部又はプレス機、シャアの安全装置、安全囲の取付け、取外し又は調整業務		・ 5台以上作業主任者		教 3条	
3	アーク溶接業務		・ ボイラー、第一種圧 免許		教 4条	
4	高圧（直流750V、交流600～7,000V以下）特別高圧（7,000V超）の活線等の業務 低圧含 詳細は36条4号参照				教 5、6条	
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務				教 6条の2	令和元年10月1日施行
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務（他に道交法適用）		・ 1トン以上技能講習		教 7条	
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転（他に道交法適用）		・ 1トン以上技能講習		教 7条の2	
5の3	最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転業務（他に道交法適用）		・ 1トン以上技能講習		教 7条の3	
5の4	テールゲートリフターの操作の業務				教 7条の4	令和6年2月1日施行
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転		・ 5トン以上免許		教 8条	
6の2	伐木等機械				教 8条の2	
6の3	走行集材機械				教 8条の3	
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び付属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）		・ 林業架線作業主任者		教 9条	
7の2	簡易架線集材装置又は架線集材機械				教 9条の2	
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務				教 10条	令和元年8月1日施行
9	機体重量3トン未満不特定場所自走できるものの運転（道交法適用も有） ・ 令別表7の1号（整地、運搬、積込機） ブルドーザー モーター・グレーダー トラクター・ショベル ずり積機 スクレーパー スクレーブ・ドーザー ・ 令別表7の2号（掘削機） パワー・ショベル ドラグ・ショベル ドラグライン クラムシェル バケツ掘削機 トレンチャー ・ 令別表7の3号（基礎工事機） くい打機 くい抜機 アース・ドリル リバース・サーキュレーション・ドリル せん孔機 アース・オーガー ベーパー・ドレーン・マシン ・ 令別表7の6号（解体用機） ブレーカ 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機 ～ までは、平成25年7月1日～適用		・ 3トン以上技能講習		整地、運搬、積込、掘削 教 11条 基礎工事 教 11条の2 解体 教 11条の3	小型車両系建設機械 〔 整地、運搬 積込、掘削 〕 〔 基礎工事 〕 〔 解体用 〕 に分かれている。 平成25年6月30日 以前に開始された 教育は のみ
9の2	令別表7の3号（基礎工事機、上記参考）自走できないもの				教 11条の3	
9の3	同上（同上）自走できるものの作業装置の操作				教 11条の4	
10	令別表7の4号（締固め用機械）ローラー運転業務（道交法有）				教 12条	
10の2	令別表7の5号（コンクリートポンプ車）の運転の業務				教 12条の2	
10の3	ボーリングマシンの運転の業務				教 12条の3	
10の4	建設工事の作業におけるジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務				教 12条の4	
10の5	作業床の高さが2メートル以上10メートル未満の高所作業車の運転の業務		・ 10メートル以上技能講習		教 13条	
11	動力巻上機運転業務（電気ホイスト等。但しゴンドラは除く）				教 13条	
13	令15条第8号の軌道装置等運転業務（除く 地方鉄道法、軌道法）				教 15条	
14	小型ボイラー取扱業務（令第1条4号の小型ボイラー）		・ 免許 ・ ボ則23条 該当ボイラーは技講習		ボ 92条 ボ教告示115号	
15	クレーン 運 転	1. つり上げ荷重5トン未満 2. ご線テルハ（5トン以上）	・ 免 許		ク 21条 ク教告示118号	
16	移動式クレーン1トン未満（道交法適用有）		・ 免 許		ク 67条 ク教告示118号	
17	デリック5トン未満		・ 免 許		ク 107条 ク教告示118号	
18	建設用リフト				ク 183条 ク教告示118号	
19	玉掛け（1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）		・ 1トン以上技能講習		ク 222条 ク教告示118号	
20	ゴンドラ操作				ゴ 12条 ゴ教告示121号	
20の2	作業室、気筒室へ送気のための空気圧縮機運転		内部作業は作業主任者		高圧 11条1号 高圧教告示11号	
21	高圧室への送気の調節業務		同 上		高圧 11条2号 同 上	
22	気筒室へ送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作		同 上		高圧 11条3号 同 上	
23	潜水作業への送気の調節を行うバルブ、コック操作		潜水業務は免許等		高圧 11条4号 同 上	
24	再圧室操作業務				高圧 11条5号 同 上	
24の2	高圧室内作業に係る業務				高圧 11条6号 同 上	
25	四アルキル鉛業務（令別表5の四アルキル鉛）		作業主任者		四アル 21条 教告示125号	
26	酸素欠乏危険作業に係る業務		作業主任者		酸欠 12条 教告示132号	
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理業務（令20条5号第一種圧整備除く。）				教 16条	
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務		作業主任者		電離 52条5	
28の2	加工施設又は使用施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務				電離 52条6	
28の3	原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務				電離 52条7	
28の4	事故由来廃棄物等の処分の業務				電離 52条8	
28の5	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務				電離 52条9	
29	粉じん障害防止規則第2条1項3号の特定粉じん作業				54.7.23 告示68号	
30	ずい道等の掘削作業、ずり資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業		作業主任者		教 17条	
31	産業用ロボットの教示等の業務				教 18条	
32	産業用ロボットの検査、修理、調整等の業務				教 19条	
33	自動車（二輪車を除く。）タイヤの組立に係る空気充てん業務				教 20条	
34	廃棄物の焼却施設においてばいじん等を取り扱う業務					
35	廃棄物焼却炉等の設備の保守点検等の業務				教 21条	
36	廃棄物焼却炉等の設備の解体等の業務等					
37	石綿使用建築物等の解体等の業務		作業主任者、石綿除去現場管理者教育		石綿 27条 石綿教告示132号	
38	特定線量下業務				除染則第25条の8	
39	足場の組立て等の業務		高さ5メートル以上は作業主任者が必要		教 22条	
40	ロープ高所作業に係る業務				教 23条	平成28年7月1日施行
41	高さ2メートルで作業床を設けられない場所におけるフルハーネス型の墜落制止用器具を使用する業務				教 24条	平成31年2月1日施行

技能講習を行うことのできる登録教習機関の一覧

令和5年4月1日

番号	登録講習の区分	登録教習機関(番号)は下段の機関を表す																																			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)						
1	木材加工用機械作業主任者技能講習																																			○	
2	プレス機械作業主任者技能講習	○																																		○	
3	乾燥設備作業主任者技能講習	○																																		○	
4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習																																				
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習		○						○																											○	
6	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習																																			○	
6の2	ずい道等の覆工作業主任者技能講習																																			○	
7	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習		○						○																												○
8	足場の組立て等作業主任者技能講習		○						○	○																											○
9	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習		○																																		○
10	鋼橋架設等作業主任者技能講習																																				
11	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習		○																																		○
11の2	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習																																				○
11の3	採石のための掘削作業主任者技能講習																																				
11の4	はい作業主任者技能講習																																				○
11の5	船内荷役作業主任者技能講習																																				
12	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習		○																																		○
13	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習																																				○
14	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習																																				○
15	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	○																																			○
16	鉛作業主任者技能講習	○																																			○
17	有機溶剤作業主任者技能講習	○																																			○
18	石綿作業主任者技能講習	○	○																																		○
18の2	酸素欠乏危険作業主任者技能講習																																				
18の3	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	○																																			○
18の4	床上操作式クレーン運転技能講習	○																																			○
18の5	小型移動式クレーン運転技能講習		○																																		○
19	ガス溶接技能講習	○																																			○
20	フォークリフト運転技能講習	○																																			○
20の2	ショベルローダー等運転技能講習																																				○
21	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習		○																																		○
21の2	車両系建設機械(解体用)運転技能講習																																				○
21の3	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習																																				○
21の4	不整地運搬車運転技能講習																																				○
21の5	高所作業車運転技能講習		○																																		○
22	玉掛け技能講習	○	○																																		○
23	ボイラー取扱技能講習																																				
24	揚貨装置運転実技教習																																				
25	クレーン運転実技教習																																				○
26	移動式クレーン運転実技教習																																				○

(1) (公社)静岡県労働基準協会連合会 054-254-1012	(12) コマツ教習所(株) 静岡センタ 054-262-0005	(23) (株)榛南自動車学校 はいなんフォークリフト教習所 0548-22-0272
(2) 建設業労働災害防止協会 静岡県支部 054-255-1080	(13) キャタピラー教習所(株) 静岡教習センター 054-641-7010	(24) (株)総合自動車学校 総合リフトスクール浜松 053-461-7000
(3) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部 054-283-1890	(14) (株)静岡県セイブ自動車学校 セイブリフトスクール 053-485-5972	(25) (公社)東京都建設事業協会 職業訓練センター 054-280-2355
(4) (一社)日本ボイラ協会 静岡支部 054-285-1086	(15) (福)聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター 053-475-1229	(26) (株)浜名湖自動車学校 053-594-8075
(5) (一社)日本クレーン協会 静岡支部 054-221-0007	(16) (株)レント レント教習センター 054-265-2320	(27) (株)東海道シグマ シグマフォークリフト教習センター 054-639-5696
(6) (一社)日本鳶工業連合会 03-3434-8805	(17) (一社)浜松労働基準協会 053-452-4853	(28) (有)鈴木クレーン ライセンススクール 054-294-9155
(7) 静岡県建設労働組合 054-253-1967	(18) 林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部 054-252-3160	(29) (同)帝通 T2テクニカルスキルサポート 055-957-9930
(8) (一社)労働技能講習協会 03-6908-0434	(19) (株)柿澤学園 静岡県フォークリフト講習センター 055-968-7000	(30) (株)遠鉄自動車学校 遠鉄フォークリフトスクール浜松 053-462-1221
(9) (株)掛川自動車学校 掛川クレーン学校 0537-22-9010	(20) (株)田方自動車学校 T.D.S.テクニカルセンター 0558-77-1800	(31) 住建センター(株) 03-5638-3370
(10) (職)静岡県建設業能力開発協会 054-293-5382	(21) (株)マジオネット マジオワークライセンススクール 054-641-1717	
(11) (職)全国建設産業訓練協会 富士教育訓練センター 0544-52-0968	(22) (一社)磐田労働基準協会 0538-32-2638	

(注) 静岡労働局登録講習機関のうち、近年開催実績等がある機関のみ掲載。

番号は、登録省令第20条の登録区分である。

(3)、(15)の「休」は、令和6年3月31日まで当該区分の技能講習を休止する。

(12)の「休」は、令和5年8月1日～令和6年3月31日まで当該区分の技能講習を休止する。

定期に自主検査を必要とする機械等一覧表

定期自主検査を行うべき機械等 (安衛法45条) (記録は3年間保存)	検 査 を 行 う 時 期			
	作業開始時 (使用開始時)	月 1 回	年 1 回	そ の 他
1 ボ イ ラ ー		ボ則32		(性) 1年に1回
2 第 一 種 圧 力 容 器		ボ則67		(性) 1年に1回
3 クレーン(0.5t以上)	ク則36	ク則35	ク則34	(性)(3t以上)2年に1回
4 移動式クレーン(0.5t以上)	ク則78	ク則77	ク則76	(性)(3t以上)2年に1回
5 デリック(0.5t以上)	ク則121	ク則120	ク則119	(性)(2t以上)2年に1回
6 エレベーター(0.25t以上)		ク則155	ク則154	(性)(1t以上)1年に1回
7 建設用リフト(高さ10m以上)	ク則193	ク則192		
8 ゴ ン ド ラ	ゴ則22	ゴ則21		(性) 1年に1回
9 第 二 種 圧 力 容 器			ボ則88	
10 動 力 プ レ ス 機 械	安規136		安規134の3	(特) 安規135の3
11 フ ォ ー ク リ フ ト	安規151の25	安規151の22	安規151の21	(特) 安規151の24
12 車 両 系 建 設 機 械	安規170	安規168	安規167	(特) 安規169の2
13 小 型 ボ イ ラ ー			ボ則94	
14 小 型 圧 力 容 器			ボ則94	
15 簡易リフト(0.25t以上)	ク則210	ク則209	ク則208	
16 動 力 シ ャ ー	安規136		安規135	
17 動 力 遠 心 機 械			安規141	
18 化 学 設 備 等	安規277		(2年に1回) 安規276	
19 アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安規317	
20 乾 燥 設 備			安規299	
21 局 所 排 気 装 置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20 鉛則35 特化則30 粉じん則17 石綿則22	制御風速に留意
22 プッシュプル型換気装置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20の2 鉛則35 粉じん則 17 特化則30 石綿則22	
23 特 定 化 学 設 備 等	特化則34		(2年に1回) 特化則31	
24 ショベルローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
25 フォークローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
26 ストラドルキャリアー	安規151の41	安規151の39	安規151の38	
27 ガンマ線照射装置(透過撮影)	電離則18の8	電離則18の5	(6月に1回) 電離則18の6	
28 不 整 地 運 搬 車	安規151の57	安規151の54	(2年に1回) 安規151の56	(特) 安規151の56
29 高 所 作 業 車	安規194の27	安規194の24	安規194の23	(特) 安規194の26
30 車 両 系 木 材 伐 出 機 械	安規151の110	(注)安規151の109	(注)安規151の108	(注)安規151の108, 151の 109は努力義務

(注) 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。

(性) は性能検査を表す。

(特) は特定自主検査を表す。

「30 車両系木材伐出機械」は平成26年6月1日から適用

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類							
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機（整地・運搬等）	建機（基礎工事用）	建機（締固め用）	建機（コンクリート）	高所作業車
沼津	201	(株)片岡屋	沼津市柳町3-11	055-921-6131								
沼津	267	(有)桜井建機サービス	沼津市寿町5-29	055-923-2606								
沼津	185	(株)トモエ自工	沼津市一本松737-2	055-966-7123								
沼津	108	(株)志村自動車	沼津市西間門64-1	055-955-7123								
沼津	32	大和総業(株)	駿東郡清水町長沢55-3	055-975-6790								
沼津	160	(有)三栄自動車	駿東郡清水町伏見621-5	055-975-1143								
沼津	96	ダイドー重機商工(株)	駿東郡長泉町下長窪1022-6	055-987-1224								
三島	84	(株)飯島自動車	三島市川原ヶ谷548	055-975-3527								
三島	116	伊豆箱根バス(株)	三島市大場300	055-977-3873								
三島	258	鈴木自動車総業(株)	三島市梅名313-3	055-977-1181								
三島	33	サンケンリース(株)	三島市梅名787-3	055-977-2339								
三島	183	駿豆通運倉庫(株)	三島市八反畑字壺丁田144-1	055-975-6767								
三島	58	(有)渡辺自動車工業	三島市平田159-5	055-971-6675								
三島	286	(株)幸伸技研	三島市松本108-1	055-977-3211								
三島	186	(株)トクショー機械	伊東市富戸1317-5298	0557-51-0370								
三島	205	(有)丸昇	賀茂郡河津町下佐ヶ野138-3	0558-36-8018								
三島	202	三共自動車工業(株)	伊東市吉田719-3	0557-45-2205								
三島	291	(株)NEXIT	伊東市吉田920 - 40	0557-52-6639								
三島	214	(株)信成機械	伊東市鎌田字川洞1284-8	0557-36-6037								
三島	120	(株)伊鈴商会	下田市東本郷町2-7-24	0558-22-1096								
三島	180	(有)東海機工	田方郡函南町桑原376	055-978-2542								
三島	262	(株)駿東	田方郡函南町塚本31-1	055-978-2715								

特定自主検査とは

動力プレス・車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期的に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。

検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。



ボイラー実技講習実施団体

令和5年4月1日

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本ボイラー協会 静岡支部	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ 7F 702号室	054(285)1086

(注) 2級ボイラー技士免許資格を得るための講習実施予定の団体名簿です。

試験機関・実技教習を実施できる機関の一覧表

令和5年4月1日

名 称	所 在 地	電 話	試験・教習・科目
(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5	0562(33)1161	特級ボイラー技士 一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士 ボイラー整備士 クレーン・デリック運転士 潜水土 移動式クレーン運転士 揚貨装置運転士 発破技士
同 上 関東安全衛生技術センター	千葉県市原市 能満2089	0436(75)1141	ガス溶接作業主任者 林業架線作業主任者 エックス線作業主任者 ガンマ線透過写真撮影作業主任者 高圧室内作業主任者 衛生管理者(第1種、第2種) 作業環境測定士(第1種、第2種)
同 上 協会本部	東京都千代田区 西神田3-8-1 千代田ファーストビル 東館9階	03(5275)1088	
(株)掛川自動車学校 掛川クレーン学校	静岡県掛川市 大池655	0537(22)9010	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(株)IHI技術教習所 神奈川センター	神奈川県綾瀬市 早川2771-9	0467(78)7741	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
コマツ教習所(株) 神奈川センタ	神奈川県川崎市 川崎区中瀬3-20-1	044(287)2071	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
住友建機販売(株) 住友建機教習所愛知教習センター	愛知県刈谷市 一里山深田1-1	0566(35)1311	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
コマツ教習所(株) 愛知センタ	愛知県一宮市 朝日1-4-1	0586(26)4111	クレーン運転実技教習
(株)シグマ 東京クレーン学校	東京都葛飾区 東立石1-3-16	0120(563)903	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(株)佐倉クレーン学校 佐倉学校	千葉県佐倉市 石川577-1	043(485)2172	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(一財)江南クレーン教習所	埼玉県熊谷市成沢 893	048(539)0877	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(一社)中部労働技能教習 センター	長野県飯田市 下殿岡478-1	0265(25)4444	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
静岡支部の業務部会会員名簿
「安全衛生なんでも相談」

中小規模事業場における労働災害防止を図るため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部において「安全衛生相談窓口」が開設されています。
 相談は無料で、窓口では労働安全衛生のプロである「労働安全衛生コンサルタント」が応じています。
 電話でもご相談できます。

静岡労働安全衛生相談センター
 〒420-0839
 静岡市葵区鷹匠2-17-5 (静岡県労働基準協会連合会内)
 電話/Fax **054-253-5857** E-mail **shizu_aneicon@yahoo.co.jp**
 窓口開設日と時間 **毎週 火・木 13時から16時まで**

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員は以下のとおりです。

(1) 労働安全コンサルタント

令和5年7月7日

氏名	登録種別	連絡先	電話番号	備考
青柳 廣	化学	〒424-0841 静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
大嶽 陽一	電気	〒410-0302 沼津市東椎路1696-3 大嶽労働安全コンサルタント事務所	055-921-7015	
岡本 徹	電気	〒426-0061 藤枝市田沼3-26-7 岡本労働安全衛生コンサルタント事務所	090-4406-9550	
勝又 幸雄	機械	〒410-1104 裾野市今里868	055-997-1706	
金井 厚雄	機械	〒438-0805 磐田市池田1142-1 オフィス・カナイ	080-1618-2899	
川瀬 幸嗣	電気	〒432-8061 浜松市西区入野町10765	053-447-1227	※
北川 至	化学	〒412-0026 御殿場市東田中1-13-25 北川労働安全コンサルタント事務所	0550-84-0353	
小久保 優	土木	〒421-0122 静岡市駿河区用宗2-8-17 小久保都市計画事務所	054-253-1419	
土屋 眞知子	化学	〒435-0052 浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス	053-422-3941	※
奈木 勉	機械	〒410-0312 沼津市原919-12 奈木労働安全コンサルタント事務所	090-2945-9216	
西川 哲義	建築	〒436-0013 掛川市子隣283-27 西川労働安全コンサルタント事務所	0537-21-0675	
西山 正則	機械	〒433-8124 浜松市中区泉3丁目22-21 エスプロ エンジニアリング	090-6593-5362	
堀田 正嘉	機械	〒420-0912 静岡市葵区東瀬名町2-19 堀田正嘉事務所	054-265-2344	
馬淵 大幾	建築	〒439-0018 菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所	070-1617-3456	※
目黒 輝久	化学	〒419-0201 富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサル タント事務所	0545-71-9384	※
山崎 廣	土木 機械	〒417-0001 富士市今泉3669-46 山崎労働安全コンサルタント事務所 (OFFICE YAMAZAKI)	090-3252-4223	
山田 治男	土木	〒421-1212 静岡市葵区千代2-15-53 山田労働安全コンサルタント事務所	090-2008-3821	
山之上 誠	土木	〒424-0886 静岡市清水区草薙1-26-47-502 山之上誠労働安全コンサルタント事務所	054-368-7088	
山本 信二	機械	〒418-0044 富士宮市大中里1713-1 山本労働安全コンサルタント事務所	080-5299-2881	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

(2) 労働衛生コンサルタント

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
青柳 廣	労働衛生工学	〒424-0841	静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
青山 行彦	保健衛生	〒430-7708	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー8F 青山労働衛生コンサルタント事務所	053-451-0016	
赤津 順一	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5 マークスタワー東静岡2603 静岡労働衛生コンサルタント事務所	054-287-2757	
秋山 ひろみ	保健衛生	〒416-8521	富士市蓼原336 東芝キャリア(株) 健康管理室	0545-62-5535	
足立 留美子	保健衛生	〒431-3122	浜松市東区有玉南町1867-1Dexi1F アールエイチ産業医事務所	090-1741-3794	
阿部 幸洋	保健衛生	〒410-8580	沼津市本字下一丁田895-1 聖隷沼津第1クリニック	055-962-9882	
五十嵐 健康	保健衛生	〒420-8630	静岡市葵区追手町10-93 地方独立行政法人 静岡市立静岡病院小児科	054-253-3125	
磯崎 泰介	保健衛生	〒431-3121	浜松市東区有立北町1760-1 いそざきファミリークリニック	053-432-6111	
井上 邦雄	保健衛生	〒433-8112	浜松市北区初生町1259-2 はっおい労働衛生コンサルタント事務所	053-437-4009	
大塚 信芳	保健衛生	〒425-0081	焼津市大栄町1-12-11 大塚信芳労働衛生コン サルタント事務所	054-625-7039	
尾崎 克年	労働衛生工学	〒416-0906	富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	
小澤 英親	保健衛生	〒430-0949	浜松市中区尾張町126-20 小澤労働衛生コンサルタント事務所	053-452-1738	
片山 雄一	保健衛生	〒432-8013	浜松市中区広沢3-14-14 かたやま労働衛生コンサルタント事務所	053-451-4305	
金指 博	労働衛生工学	〒410-0312	沼津市原110-4 金指環境コンサルタント事務所	080-5810-1173	
川瀬 幸嗣	労働衛生工学	〒432-8061	浜松市西区入野町10765	053-447-1227	※
川田 和秀	保健衛生	〒437-0047	袋井市西田20-1 医療法人社団福壽会 みつはし医院	0538-24-8070	
久保田 正勝	保健衛生	〒430-0903	浜松市中区助信町43-11 鈴木晒整理(株)	053-471-0241	
小長井 大輔	保健衛生	〒420-0031	静岡市葵区呉服町1-30 札ノ辻クロス706号 ななつ星労働衛生コンサルタント事務所	054-272-1172	
坂ノ上 政綱	保健衛生	〒420-0839	静岡市葵区鷹匠3-17-6 あおぼこころのクリニック	054-200-2227	
坂元 富美夫	保健衛生	〒430-0906	浜松市中区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
佐宗 春美	保健衛生	〒420-0844	静岡市葵区緑町8-8	054-248-2245	
佐藤 敬治	保健衛生	〒424-0847	静岡市清水区大坪2-3-12 佐藤医院	054-347-2300	
佐野 克行	保健衛生	〒436-0047	掛川市長谷1-12-9 佐野医院 労働衛生コンサルタント事務所	0537-21-1586	
清水 正昭	労働衛生工学	〒431-2103	浜松市北区新都田1-4-6 一般社団法人 静岡県産業環境センター	053-428-3430	
白岩 幹正	保健衛生	〒420-0881	静岡市葵区北安東1-5-31 白岩労働衛生コンサルタント事務所	054-277-9788	
杉 敏彦	保健衛生	〒424-0886	静岡市清水区草薙1127-20	054-347-7744	
杉山 由樹	保健衛生	〒430-0817	浜松市南区頭陀寺町313-18	090-4253-3612	

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
鈴木 美香	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-2 聖隷健康サポートセンターShizuoka	054-280-6211	
住吉 健一	保健衛生	〒417-0001	富士市今泉3774-14 すみよし労働衛生コンサルタント事務所	0545-22-1808	
芹澤 良子	保健衛生	〒410-0801	沼津市大手町4-3-33 よし健(株)	090-3006-3096	
高田 雄一郎	保健衛生 労働衛生工学	〒420-0813	静岡市葵区長沼3-8-14 ガーデンハウス雅A401号 高田労働衛生コンサルタント事務所	054-352-1416	
土屋 政仁	保健衛生	〒424-0901	静岡市清水区三保340-10 土屋医院内 わかば労働衛生コンサルタント事務所	054-334-1576	
土屋 眞知子	労働衛生工学	〒435-0052	浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス	053-422-3941	※
西 賢一郎	保健衛生	〒417-0023	富士市吉原宝町1-1 ジヤトコ(株) 富士第1地区診療所	0545-57-2411	
野木 孝眞	保健衛生	〒410-1304	駿東郡小山町藤曲956-1	0550-76-1550	
袴田 和彦	保健衛生	〒436-0015	掛川市和田197-2	0537-23-8888	
花房 雄治	保健衛生	〒415-0034	下田市高馬147-1 伊豆産業医学・労働衛生コンサルタント事務所	0558-23-3113	
原川 清仁	保健衛生	〒425-0004	焼津市坂本999 原川労働衛生コンサルタント事務所	054-627-7150	
飛鋪 修二	保健衛生	〒433-8123	浜松市中区幸2-60-8 ひしき労働衛生コンサルタント事務所	090-4440-2250	
堀場 公寿	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-1003号 堀場公寿労働衛生コンサルタント事務所	090-8457-6276	
馬淵 大幾	労働衛生工学	〒439-0018	菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所	070-1617-3456	※
目黒 輝久	労働衛生工学	〒419-0201	富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサルタント事務所	0545-71-9384	※
山本 誠	保健衛生	〒430-8650	浜松市中区中沢町10-1 ヤマハ(株) 人事部 健康安全グループ	053-460-2830	
渡辺 修一	保健衛生	〒413-0011	熱海市田原本町9-1 第1ビル3階 渡辺耳鼻咽喉科クリニック	0557-81-6396	
渡辺 武司	労働衛生工学	〒430-0845	浜松市南区中田島町1436-2 渡辺労働衛生コンサルタント事務所	090-3154-8793	
渡邊 良輔	労働衛生工学	〒431-3125	浜松市東区半田山6-9-4 ハイツ・パノラマD-2 中部労働衛生	053-434-7762	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が
安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の 総合的な目標

◆死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、5%以上減少させる

◆死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上死傷者数を、減少させる

8つの重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業）
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)

第14労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

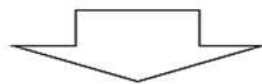
1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

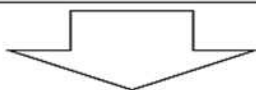
目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
- ・転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局めがつけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

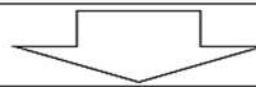
3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

- ・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。
- ・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。

職場の安全対策を！



「静岡県労働局 **ぬかづけ運動**」 実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**を見つけ、対策を講じていますか？



かいだん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じてしますか？



かた **づけ**

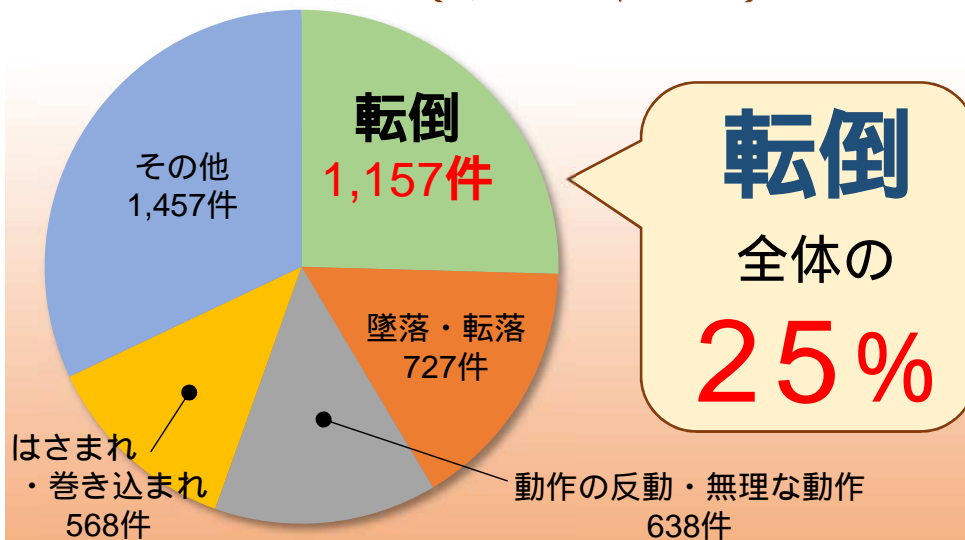
身の回りの整理整頓など、日々、作業者への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の **運動**

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和4年 4,547件）



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡県労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

転倒災害の防止にはハード・ソフト両面からの対策が効果的です

Hard



ぬれた場所など**危険な状態**



かいだんや段差のある場所など、
転倒**リスクの高い箇所**

- ・ 手すりを設ける、段差をなくすなど設備改善
- ・ 掃除を行い、すべりにくい状態に戻すなど安全な状態の維持

リスクの洗い出しを行い物理的な対策へ

Soft



定期的なかたづけや、通路は走らない
など、作業者への**意識づけ**



作業前のストレッチや
転倒予防体操などの**運動**

- ・ 清掃の実施、通路は走らないなどのルール作り
- ・ 作業前にストレッチを行う

定期的な教育や毎日の運動の実施

テン トウ
10月10日は『**転倒予防**』の日

参考

○中央労働災害防止協会「STOP！転倒災害プロジェクト」
<https://www.jisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>

○一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>

STOP！転倒 検索

転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局 労働基準部 健康安全課
静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 054-254-6314

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

クールワーク

準備



重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 2

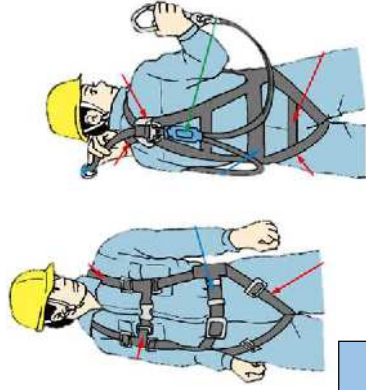
測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/>	ブレイク・リング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じた対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ



令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください

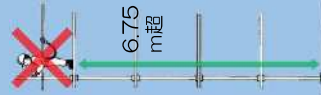
主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯	墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○ 胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	✕ 胴ベルト型（U字つり）
フルハーネス型（一本つり）	○ フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具

本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
 製造者名：〇〇社
 製造年月：2000年〇月

ショックアブソーバ

種別：第一種又は第二種
 最大自由落下距離：〇.〇m
 使用可能な重量：〇〇kg
 落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
 必要な性能を有していないおそれがあり、
 法令違反となります。
 販売及び使用は絶対にしないでください。



墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**しています。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者**向けのものです。
 - ※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
 - ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃやへい物が設けられている場所
 - ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所
 - ※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所を繰り返して行わないものは含まれません。

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	性状
主な有害性（発がん性、その他の有害性） 発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） 三酸化ニマンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年		2022(令和4)年		2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)							
	換気風量の増加その他必要な措置 (4/1～)							
	再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)							
特定化学物質 作業主任者の選任	呼吸用保護具の選択・使用 (4/1～)							
	フィットテストの実施 (4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置	選任義務 (4/1～)							
	実施義務 (4/1～)							

・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）



建物の解体・リフォーム・改造・補修工事をお考えのみなさま

アスベスト
その工事、**石綿**が含まれている
かも知れません！

- 2006年（平成18年）9月1日より前に施工されたものは、**石綿**が使用されている可能性があります。
- **石綿**は、**肺がん**や**中皮腫**などの原因になります。



アスベスト
工事の前に、**石綿**使用の有無の「**事前調査**」が
義務付けられています！



事前調査は、工事により損傷を及ぼす建材すべてに対して行う必要があります。
例えば、「電動工具で壁に穴をあける」場合も、壁に対して事前調査を行う必要があります。

参考
「石綿障害予防規則の解説」

施工業者を選ぶときは、次の確認をしてください。

仮見積の段階で、**事前調査費用**が計上されていること

本見積（事前調査後）の段階で、

石綿事前調査結果報告書による説明があるかなど...

施工業者に、次の協力・配慮をお願いします。

事前調査に必要な**費用・工期**を確保すること

法令の規定で、配慮に努めることとされています。

設計図書等の書類を提供すること



詳しくは...

- ①石綿ポータルサイト
 - ②環境省ホームページ
- をご覧ください。

1



2



(R4.11)

業務委託契約により高齢者に業務を発注する事業主等の皆様へ

高齢者が安全に働ける職場づくりを進めましょう

高齢者雇用安定法の改正に伴い、2021年4月から70歳までの就業確保が事業主の努力義務となります。創業支援等措置として、業務請負等の雇用以外の形態で高齢者を就業させる場合にも、事業主は高齢者が安心して安全に働けるよう配慮するようにならねばなりません。

労災の傾向

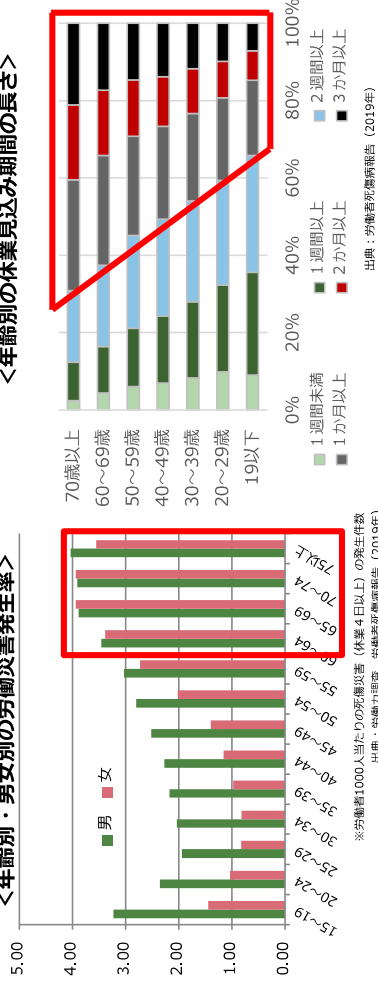
働く高齢者が増加する中（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高い

高齢になると、重症化し、休業期間が長くなる傾向

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



取組のポイント

高齢者に業務を発注するときは

- 業務内容を明確に示し、業務に伴う危険性有害性が判断できるように必要な情報を提供します。
- 業務を行う上で必要となる機械器具や原材料等を貸与、提供等する場合には、それらを使用するのに必要な資格や技能を有しているか確認します。
- 事業主は、エイジフレンドリーガイドライン※を参考として取り組みます。特に事業主が管理している場所で業務を行わせる場合には、職場環境の改善に努めます。

※高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）をいいます

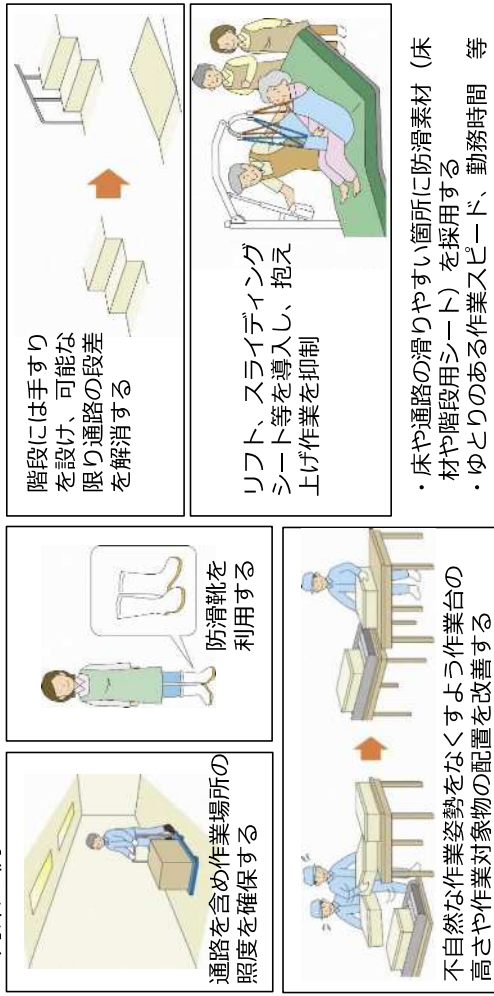
エイジフレンドリーガイドライン（裏面へ）

エイジフレンドリーガイドラインで示す事業者の取り組み（参考）

職場環境の改善

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます

対策の例

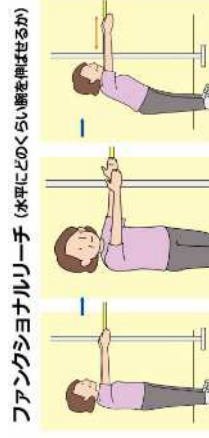


健康や体力の状況の把握

健康診断を実施するとともに、**体力チェック**を継続的に行うよう努めます

体力チェックの例

2ステップテスト（最大2歩幅を計測）



健康や体力の状況に応じた対応

個々の労働者の状況に応じて、適合する**業務とのマッチング**に努めます

安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間かけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・経験のない業種、業務に従事する場合は、**特に丁寧な教育訓練**を行います





費用は
無料です！

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和2年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその74%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご利用ください。

*厚生労働省「職業のあんげんサイト (https://anzeninfo.mhlw.go.jp)」参照

<個別支援>

1! 専門家のアドバイスでストップ労災!

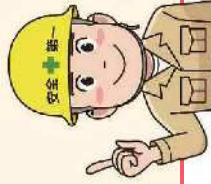
知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業・鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)』(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用 費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

- 対象**
- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
 - 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等)

～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の身となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発・火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

*個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づき情報の開示を求められた場合を除きます。

<集団支援>

1! 事業場(店舗)の方が集まる機会はありませんか。無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場(店舗)に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスをを行う「個別支援」と組み合わせ実施することも可能です。



費用 費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。

1 みんなで学んで労災を防止!

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

2 このようなテーマの研修や講習を実施します

1. ヒューマンエラーとその防止対策
2. 転倒災害防止対策の進め方
3. 職場巡視のチェックポイント
4. これから進める化学物質対策
5. 管理監督者に求められる安全配慮義務
6. 安衛法改正を踏まえた労働災害防止対策
7. スライサー等による切れ・こすれ対策
8. メンタルヘルス対策の進め方
9. はさまれ・巻き込まれ対策
10. 安全・安心のための5S活動
11. 職場の腰痛予防対策
12. 保護員の適切な使用方法 など



「Stop! 転倒災害プロジェクト」実施中

厚生労働省および労働災害防止団体では、休業4日以上の死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、2015年から「STOP! 転倒災害プロジェクト」を実施しています。詳しくは、特設サイトをご覧ください。

中災防 転倒防止

検索

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部 (〒108-0014 東京都港区芝5-35-2)
TEL: 03-3452-6366 / FAX: 03-5445-1774 / Eメール: gjjutsu@jisha.or.jp
または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。
WEB: <https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または [中災防 サポート事業](https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html)

検索

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

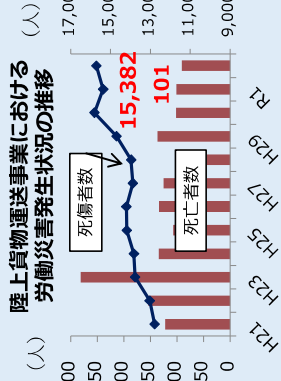
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

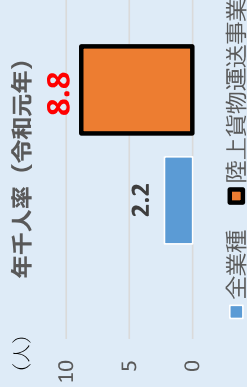
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の4倍

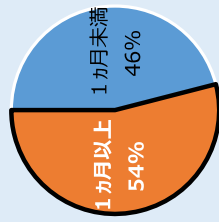
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、
重篤な災害が多く発生しています。

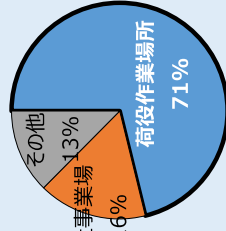
休業見込み日数（令和2年12月速報）



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所（H28）



荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている
（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- つま先が滑りやすい、滑りやすい場所の対策をしている
（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例

（「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集（亀戸労働基準監督署）」より）



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！
→ 安全対策ができていくか裏面のチェックリストで確認

長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が重要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が
判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び
「事業の概要」が公表されます。

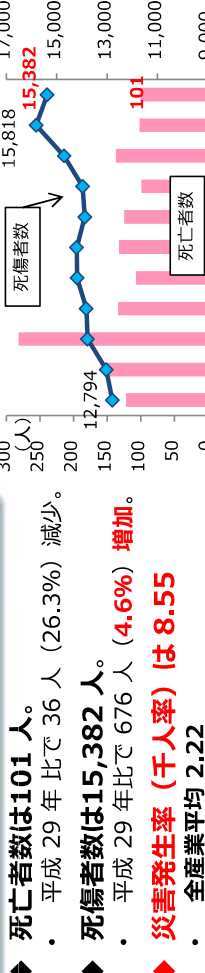
※違反原簿行為の例



詳細は国土交通省リーフレットを参照→
<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

労働災害が増えています！ 荷物の積み降ろしを安全に

平成31年/令和元年の労働災害（陸運業）



- ◆ 死亡者数は**101人**。
平成29年比で36人（26.3%）減少。
- ◆ 死傷者数は**15,382人**。
平成29年比で676人（4.6%）増加。
- ◆ 災害発生率（千人率）は**8.55**
全産業平均 2.22

陸上貨物運送事業では、働く人1000人当たりの災害発生率（千人率）が、他の主要な産業と比べてかなり高い水準になっています。

キケンな作業をそのままにせず、従業員の命と健康を守るため、作業方法などの見直しに着手してください。

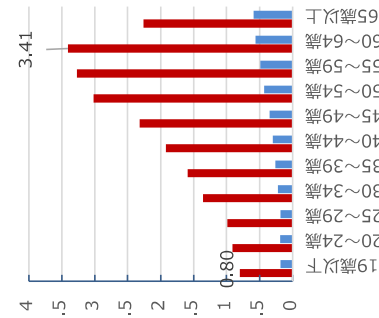
↑ 詳細は裏面

年齢が上がるほど
転落しやすいので注意

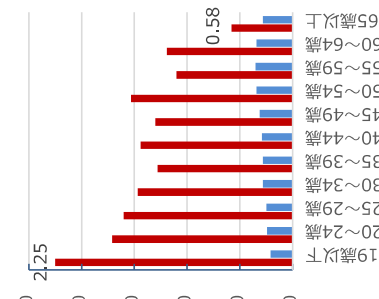
50代、60代に加え、
20代前後も転倒に注意

腰痛は若年ほど多い
無理させていけないか

墜落・転落災害の年齢別
年千人率（2019年）



動作の反動・無理な動作災害の
年齢別年千人率（2019年）



令和2年5月末現在の労働災害（陸運業）

○ 令和2年の死傷者数は、前年同期比**2.0%増加** 13次防基準年の平成29年同期比**4.3%増加**。

今年に入ってから前年比で増加しています

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

■ **トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害**
足元を滑らせてリアバンパーから
テールゲート・トリフターから
転落



必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇
降設備を設けよう

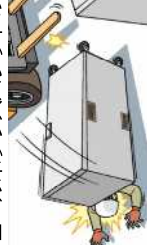
■ **トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害**
固定ベルトを外した途端に多く
の角材が落下



荷崩れしないよう、積み
付け時に、適切な固定・
固縛を行いましょう

■ **フォークリフト使用時における死亡災害**

歩行者立入禁止エリアにいた被
災者がフォークリフトと接触
フォークリフトアアップ（上昇）時の
安全不確認により被災者がコールド
ロールボックスバレットの下敷きに



フォークリフトのオペ
レーターやその周囲の作
業者は、定められたルー
ルをしっかりと守りましょ
う

■ **トラックの無人暴走による死亡災害**

坂道で動き出した無人トラック
を止めようとして轢かれる



降車時には必ず逸走防止
措置（パーキングブレー
キ→エンジン停止→ギア
ロック→輪止め）を実施
しましょう

■ **トラック後退時における死亡災害**

トラックの後退誘導時にトラッ
クと電柱に挟まれる



後退誘導のルールを定め
ましょう
トラックを後退させるの
は後方確認ができるとき
だけにしましょう

荷役作業を安全に行えるよう、床の凹凸をなくしたり、明るくしたり、整理整頓を行うなどの基本的な対策も大切です

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインをご活用ください



みんなの安全を、みんなで守り合う。



／ 加盟は無料です ／



コンソーシアムについて

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

SAFEコンソーシアムポータルサイト→



Safer Action For Employees

「従業員の幸せのための安全アクション(SAFE)コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいきます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけていきます。

コンソーシアム設立の背景・目的

近年、小売業および介護施設を中心に転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、これに歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。しかしながら、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等については、その防止に取り組むメリットがわかりづらく、企業や労働者の行動変容につながっていない状況があります。SAFEコンソーシアムは、このような現状を打破するため、幅広い関係者(企業、団体等)の参画を募り、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、新たな切り口による取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労災防止・健康増進事業連携マッチング

取組

- ① 労働災害問題の協議・周知(シンポジウム)
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ④ 参画メンバーの地位向上(ロゴマーク、バナー等)

アワード開催



従業員の幸せのための取組を行っている企業・団体に事例を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰する予定です。

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
Twitter @safe_mhlw

https://twitter.com/safe_mhlw



安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作るとは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)

認定の基準は？

認定の基準の概要は次のとおりです。詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか確認します

STEP 2

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

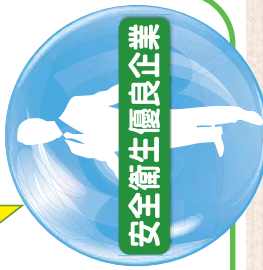
基本的な取組ができています

STEP 3

第3 企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備 (健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策)
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します



安全衛生優良企業公表制度の背景

誰もが安心して健康に働くことができる会社であることがPRしたい。

社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

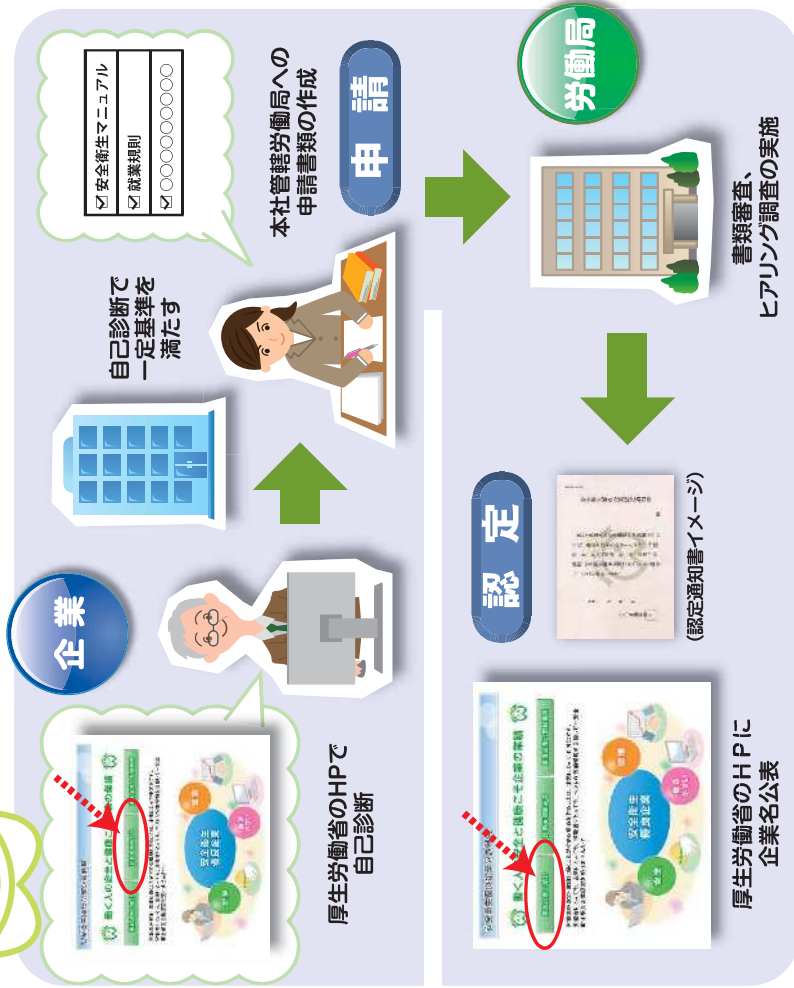
労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えません。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。



申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

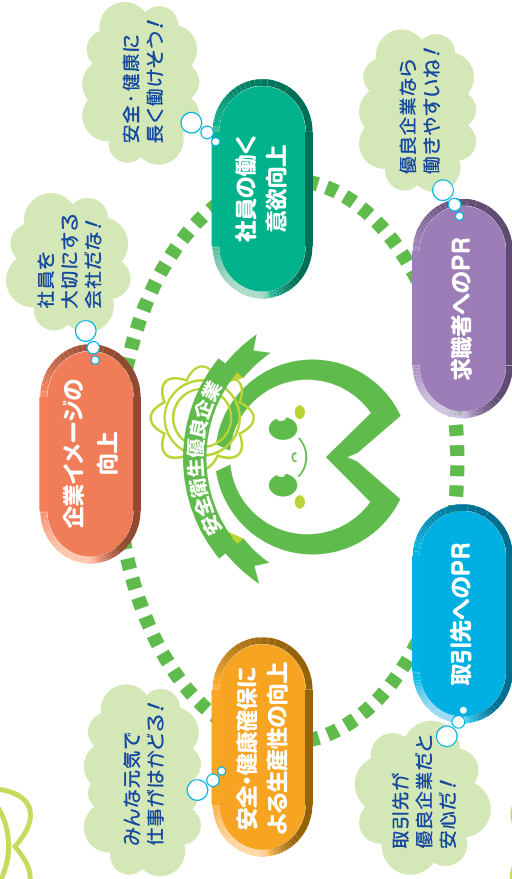


申請Q&A

- Q** どんな企業が申請できるのですか？
- A** 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q** 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？
- A** 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成している必要があります。
- Q** 認定期間は何年ですか？
- A** 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。
- Q** 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？
- A** ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。
- Q** 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合、どうすればよいですか？
- A** 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

認定のメリットとは？

優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生まれます。



ホームページ

安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで (土曜日・休日・年末年始を除く)

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう！

年(度) 安全衛生管理計画 (製造業等)

事業の種類				郵便番号	労働者数等				総括安全衛生管理者職氏名 (安衛施行令第2条参照)										
事業場の名称				—	自社労働者数	派遣労働者を有する場合は、派遣労働者の人数	合計	構内請負の有無及び請負人の数	安全管理者職氏名 (派遣労働者を含め労働者数50人以上)										
所在地				電話番号	男	人	人	人	有・無	衛生管理者職氏名 (派遣労働者を含め労働者数50人以上)									
代表者の職氏名					女	人	人	人	※有の場合は、請負人の数(社)	産業医氏名 (派遣労働者を含め労働者数50人以上)									
代表者の職氏名					計	人	人	人	(社)	安全衛生推進者職氏名 (派遣労働者を含め労働者数10人～49人)									
過去3年間の災害発生状況 (業務上疾病を含む)	年別	年	年	年	安全衛生生活動実施状況														
	区分				活動の種類 実施計画	安全衛生 委員会	安全衛生 パトロール	ヒヤリ・ ハット報告	危険予知 活動	安全ミーティング 安全朝礼	4S等活動	指差し呼称							
	休業災害 ()内は業務上疾病による被災者数	人()人	人()人	人()人	設置又は 実施の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無		
	不休業災害 ()内は業務上疾病による被災者数	人()人	人()人	人()人	未設置又は未実施 の場合、設置又は 実施予定の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無		
過去3年間の ヒヤリ・ハット 報告件数	報告件数	件	件	件	職場単位、作業工程単位の安全衛生点検結果														
	どんな種類のヒヤリ・ ハットが多いか (墜落・転落等)	1	1	1	点検実施者	1. 作業者全員 2. 安全衛生担当者 3. 職長等ライン管理者 4. その他()													
安全衛生方針 (社長、工場長等事業場の最高責任者が自らの安全衛生に対する理念、基本的な考え方を表明してください。)					予想される危険の種類	改善の要否				改善が必要な場合その内容									
					墜落・転落	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					転倒	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
安全衛生目標 (災害発生状況、安全衛生生活動実施状況、安全衛生点検結果等を基に解決しなければならない安全衛生に対する課題を把握し、対策等を検討してください。その上で、できるだけ具体的な目標を設定してください。)					激突・激突され	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					飛来・落下	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
リスクアセスメント等の実施状況 1 共通 実施している場合は、初回の実施年月 ____年__月 2 化学物質等 化学物質等の使用の有無(有 無) 化学物質等を対象に実施している場合は初回の実施年月 ____年__月 (※上記のリスクアセスメント等の対象となる化学物質等とは、化学物質、製剤その他のもので、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいいます。)					はさまれ・巻き込まれ	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					切れ・こすれ	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					高温及び低温物との接触	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					有害物との接触	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
本年(度)におけるリスクアセスメント等の実施計画等の状況 1 実施を予定している。(①作業行動、機械設備等を対象 ②化学物質等を対象) 2 実施に向けて体制の整備、手順の検討等を行う。 3 実施に向けた取組の予定なし。 (該当する番号に○を付してください。1又は2の場合は裏面の月別計画表に具体的な計画を記載してください。)					感電	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					爆発、破裂、火災	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					交通事故	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
「治療と仕事の両立支援」を進めるための環境整備の構築 具体的には①～③ ①事業者の基本方針の表明と労働者に対する周知 ②研修による意識啓発 ③相談窓口の設置等 1つでも実施して 既に導入している場合は、導入した年月 ____年__月導入 いれば記入 導入に向け準備中の場合は、導入予定年月 ____年__月導入予定					動作の反動・無理な動作	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					その他()	1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
メンタルヘルス対策の実施状況 1 ストレスチェックを実施している。 1 実施している 2 実施を予定している 3 実施予定なし 2 個人のストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析している。 1 実施している 2 実施を予定している 3 実施予定なし 3 労働者自身によるセルフケアを進めるため、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供を実施している。 1 実施している 2 実施を予定している 3 実施予定なし 4 事業場内での相談体制は整備されている。 1 実施している 2 実施を予定している 3 実施予定なし																			

本実施計画書(写)を所轄労働基準監督署に提出してください

年間安全衛生管理計画(様式)

月 別 安 全 衛 生 活 動 計 画 表

項 目 実施月	安 全 衛 生 管 理 に 関 する 事 項				機 械 設 備 の 改 善、点 検 に 関 する 事 項		安 全 衛 生 教 育 に 関 する 事 項		労 働 衛 生 に 関 する 事 項		安 全 衛 生 意 識 の 高 揚 に 関 する 事 項	
	安全衛生管理活動に関する事項	担 当 部 署	リスクアセスメント等に関する事項	担 当 部 署	機械設備の名称及び改善等の内容	担 当 部 署	雇入れ時等の教育、特別教育、職長等教育、健康教育など	担 当 部 署	健康管理、作業環境管理、作業管理、過重労働、メンタルヘルス対策など	担 当 部 署	安全大会、安全衛生表彰、安全講習会、個人ごとの安全の決意表明など	担 当 部 署
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												
年												
月												

◎安全衛生管理に関する事項には、安全衛生委員会の設置・運営、作業手順書の作成・見直し、ヒヤリ・ハット活動、職場安全衛生パトロール等安全衛生活動の実施計画の作成・見直し、労働安全衛生マネジメントシステムの構築などがあります。

◎機械設備の改善、点検に関する事項には、防護対策の実施、定期自主検査の実施、点検整備の実施、本質安全化対策などがあります。

◎安全衛生教育に関する事項には、雇入れ時の教育、作業内容変更時の教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育など法定の教育や、就業制限業務に関する資格取得などがあります。

◎労働衛生に関する事項には、各種健康診断の実施、作業環境測定の実施及び作業環境の改善、腰痛予防対策、健康保持増進活動の実施、過重労働・メンタルヘルス対策の実施などがあります。

※ 静岡労働局ホームページ → 静岡労働局 各種様式集 安全衛生関係に安全衛生管理計画表(建設業・運輸業・製造業等)が作成されていますので活用してください。

静岡労働局・労働基準監督署・労働基準協会・静岡県労働災害防止団体等連絡会一覧表

局・労働基準監督署一覧			各労働基準協会一覧			静岡県労働災害防止団体等連絡会		
局 署 名	所 在 地	電話 (FAX)	協 会 名	所 在 地	電話 (FAX)	団 体 名	所 在 地	電話 (FAX)
静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3F	健康安全課 TEL 054-254-6314 FAX 054-221-7038	公益社団法人 静岡県労働基準 協会連合会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館	TEL 054-254-1012 FAX 054-254-4043	建設業労働災害 防止協会 静岡県支部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034
浜松労働基準 監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F	安全衛生課 TEL 053-456-8149 FAX 053-456-8156	一般社団法人 浜松労働基準 協会	〒430-0929 浜松市中区中央1-3-6 浜松イーストビル205号	TEL 053-452-4853 FAX 053-454-2869	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 静岡県支部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4 静岡県トラック会館内	TEL 054-283-1890 FAX 054-283-1917
静岡労働基準 監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2、3F	安全衛生課 TEL 054-252-8107 FAX 054-252-8321	静岡労働基準 協会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠102号室	TEL 054-253-7067 FAX 054-253-7613	林業・木材製造業 労働災害防止協会 静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 県木連内	TEL 054-252-3160 FAX 054-252-3160
沼津労働基準 監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4F	TEL 055-933-5830 FAX 055-933-5833	清水労働基準 協会	〒424-0826 静岡市清水区万世町2-7-4 中村ビル2階	TEL 054-351-4584 FAX 054-351-4584	港湾貨物運送事業 労働災害防止協会 東海総支部清水支部	〒424-8703 静岡市清水区入船町11-1 鈴与株式会社安全衛生チーム内	TEL 054-354-3066 FAX 054-354-3008
三島労働基準 監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3F	TEL 055-986-9100 FAX 055-986-9107	沼津労働基準 協会	〒410-0831 沼津市市場町7-4	TEL 055-933-4988 FAX 055-933-4990	一般社団法人 日本ボイラ協会 静岡支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階	TEL 054-285-1086 FAX 054-285-1095
下田駐在事務所 (三島労働基準監督署)	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1F	TEL 0558-22-0649 FAX 0558-22-3461	三島労働基準 協会	〒411-0033 三島市文教町1-11-2	TEL 055-986-4394 FAX 055-939-5145	一般社団法人 日本クレーン協会 静岡支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-221-0007 FAX 054-221-0012
富士労働基準 監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	TEL 0545-51-2255 FAX 0545-51-7191	富士労働基準 協会	〒417-0052 富士市中央町1-5-20 グラントハイム吉原2F	TEL 0545-52-5801 FAX 0545-53-0333	公益社団法人 建設荷役車両安全 技術協会静岡県支部	〒422-8045 静岡市駿河区西島127	TEL 054-236-4008 FAX 054-236-4031
磐田労働基準 監督署	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4F	TEL 0538-32-2205 FAX 0538-32-9390	一般社団法人 磐田労働基準 協会	〒438-0086 磐田市見付2970-5	TEL 0538-32-2638 FAX 0538-37-3977	独立行政法人 労働者健康安全機構 静岡産業保健 総合支援センター	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123
島田労働基準 監督署	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3F	TEL 0547-37-3148 FAX 0547-37-2627	島田労働基準 協会	〒427-0029 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館内	TEL 0547-35-4522 FAX 0547-35-5191	一般社団法人 日本労働安全衛生 コンサルタント会 静岡支部	静岡県労働安全衛生相談センター 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館内	TEL 054-253-5857 火・木 13～16時